

平成30年度柴田町議会6月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第1号)

平成30年6月4日(月曜日) 午前9時30分 再会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 町政報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について(平成29年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 5 報告第 2号 専決処分の報告について(平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 6 報告第 3号 専決処分の報告について(平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 第 7 報告第 4号 専決処分の報告について(平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算)

- 第 8 報告第 5号 専決処分の報告について（平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 9 報告第 6号 専決処分の報告について（柴田町町税条例及び柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 第10 報告第 7号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第11 報告第 8号 平成29年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第12 報告第 9号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第10号 平成29年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第14 報告第11号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 第15 一般質問
- (1) 平 間 奈緒美 議員
 - (2) 舟 山 彰 議員
 - (3) 吉 田 和 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成30年度柴田町議会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番舟山彰君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月7日までの4日間と意見が一致いたしました。よって、6月会議の開催期間は本日から6月7日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から6月7日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、6月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。

6月会議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町政報告、3件ほどござひます。随時報告させていただきます。

まず1点目、船岡城址公園観光施設等整備事業の完成式について申し上げます。

快晴となった3月17日、船岡平和観音広場を会場に、船岡城址公園観光施設等の完成式を行いました。これは、平成29年度に国の地方創生交付金事業を活用し、船岡城址公園内の観光施設等を整備したものです。

しばた千桜橋や白石川千桜公園の完成などにより、観光地としての知名度がより一層高まる中、訪れる観光客や利用者の声に応えるため、スロープカー山頂駅から船岡平和観音像までのルートを緩やかなバリアフリー園路とし、コミュニティガーデン「花の丘柴田」の園路も歩きやすくしました。

また、原田甲斐と柴田外記記念碑の移設、観光物産交流館「さくらの里」の増改築や山頂売店の建てかえなど、誰もが集い、楽しめる観光地にするための整備を行いました。

今後は、新しく整備された公園で、国内外から訪れる多くの皆様に、山頂から見える360度の大パノラマや、四季折々に咲き誇るきれいな花々をごらんいただけると思ひます。

これからも、誰もが楽しめる公園を目指すことにより、「花のまち柴田」の魅力がより一層向上することを期待し、報告といたします。

第2点目、しばた桜まつりについて申し上げます。

ことしも多くの町民の皆様や関係機関からご協力をいただき、しばた桜まつりを4月1日から4月22日までの22日間開催いたしました。ことしは全国的に桜の開花が早く、船岡城址公園も昨年より7日早い3月31日に開花しました。

期間中のイベントとしては、商工会による「うまいものマルシェ」をJR船岡駅前で2日間開催いたしました。また、昨年に引き続き開催した「さくらマルシェ」では、町内の4団体をご当地メニューやお菓子、コーヒーなどを販売し、大勢のお客さんでにぎわいました。

観光案内では、観光ボランティアガイドのほか、ことし初めての取り組みとして、「放課後英語楽交」で1年間英語を学んだ町内小中学校の児童生徒25人が「ジュニアおもてなしボラン

ティア」として、外国人観光客に英語で道案内などを行いました。

ことは、地元テレビ局を初め、全国ネットでも数多くしばた桜まつりが紹介されたほか、月刊誌デジタルカメラマガジン4月号では、写真家50人が選ぶ桜の名所地で、一目千本桜の絶景が全国で5位に選ばれるなど、「しばたの桜」のブランド力がますます高まり、カメラマンの聖地になりつつあります。

また、ツアーバスを利用した台湾、タイ、韓国などの団体旅行客のほか、中国、香港、ベトナム、インドネシアなどのアジア圏、さらにはフランスやドイツ、アメリカなどの欧米圏からも個人旅行者が数多く訪れ、海外に向けたプロモーションやユーチューブでの動画配信など、情報発信の成果があらわれているものと考えております。

来年も美しい桜を初めとした季節の花々が咲き誇り、国内外から多くの観光客を迎え入れられることを期待して、報告いたします。

3点目、第13回まち交大賞での「まちづくり効果賞」受賞について申し上げます。

平成23年度から平成28年度までの6年間に、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して、白石川千桜公園整備事業、桜の小径形成事業、しばた千桜橋整備事業、船岡新栄地区の街区公園整備事業及び歴史観光ガイド育成等の事業を実施した新船岡地区都市再生整備計画事業が、第13回まち交大賞でのまちづくり効果賞受賞が決定いたしました。

まち交大賞は、全国700地区以上で行われている都市再生整備計画事業実施地区を対象に、すぐれた取り組みを行った地区を表彰するもので、優秀な事例を全国に幅広く紹介し、地域の創意工夫を活用したまちづくりを促進することを目的として、平成17年度から実施しているものです。

今回受賞したまちづくり効果賞とは、地域の創意工夫を生かしたまちづくりの取り組みがなされ、計画の策定、事業の実施、事業の評価などにおいて特徴があり、全国の都市・地域再生のモデルとしてすぐれた地区に与えられる賞となります。

審査に当たっては、大学教授などの学識経験者、国土交通省課長等で構成された審査委員会において、書類審査、現地審査を経て、4月に行われた最終審査で本地区の受賞が決定したもので、宮城県内ではまちづくり効果賞は初の受賞となります。

まちづくり効果賞は、まさに私が一番欲しかった賞でしたので、国土交通大臣賞よりも大変うれしく思っているところでございます。

今後ともさらなる事業効果が維持向上できるよう、船岡城址公園、白石川千桜公園やしばた千桜橋を活用したまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜り

ますようお願い申し上げます。

最後に、新船岡地区都市再生整備計画事業にご協力をいただいた多くの方々に心から感謝を申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許しますが、桜まつりについては一般質問通告がされておりますので、今回は省略いたします。桜まつり、その他一般質問通告以外の質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

（平成29年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成29年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれまして平成29年度3月会議の後に、町税や地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などの歳入が確定したことや、歳出においては特別会計繰出金の確定を初め、各予算科目における事務事業費の精査によるものであり、歳入歳出とも5,406万9,000円の減額補正となりました。この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ121億4,775万1,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書1ページをお開きください。

報告第1号専決処分の報告についてですが、平成29年度柴田町一般会計補正予算についての

専決処分の報告になります。

3ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成30年3月30日です。

5ページをお開きください。

平成29年度柴田町一般会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,406万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億4,775万1,000円とするものです。

12ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきまして、廃止1件は6款1項農業費の地域アグリビジネス事業支援補助について、当該年度内に全額支出したため、廃止するものです。変更1件は、8款2項道路橋りょう費の道路定期点検委託料が平成29年度の事業で確定し、平成30年度への繰越額が確定したため、金額を補正するものです。

13ページになります。

第3表債務負担行為補正につきましては、変更が3件、それぞれ事業費の確定による金額を補正するものです。

14ページをお開きください。

第4表地方債補正です。廃止1件、変更5件となります。廃止1件は、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金において、貸し付け希望者がいなかったことから、当該年度分の地方債を廃止いたします。変更の5件につきましては、山下荘建物解体事業費から災害復旧事業費まで事業実績及び事業費所要見込み額の精査に基づき、限度額をいずれも減額補正するものです。

17ページをお開きください。

歳入です。

主に町税の収入実績と各種交付金、地方交付税、国県支出金の交付額の決定、繰入金の減額等に伴う補正となります。主なものについてのみ説明させていただきます。

1款1項町民税から、次のページの5項都市計画税までの町税につきましては、現年課税分と滞納繰越分の補正額を合わせて1億3,350万6,000円の増額となりました。

前に戻りまして、1項町民税1目個人町民税は、滞納繰越分の増額などにより2,604万1,000円の増額補正となりました。

2目法人町民税の1節現年課税分は、3,962万円の増額補正となりました。これは、町内企業において製造業を中心に業績が見込みに比べ好調だったことが主な要因です。

2項1目固定資産税の1節現年課税分6,480万2,000円の増額は、平成28年中の新築家屋の増及び設備投資が進められたことで、償却資産の増収があったことにより増額となったものです。

18ページをお開きください。

4項1目町たばこ税の1節現年課税分は、1,222万6,000円の減額補正となりました。町内喫煙者の減少が一層進んでいると見られます。平成28年度の決算額との比較では1,879万3,000円の減少となっています。

20ページをお開きください。

8款1項自動車取得税交付金721万5,000円の増は、交付決定による増額補正となります。

次に、11款1項1目地方交付税につきましては、今回確定いたしました特別交付税9,287万円の増及び震災復興特別交付税471万3,000円の増を合わせて9,758万3,000円の増額となったことにより、平成29年度の地方交付税の総額は25億6,248万9,000円となり、内訳は普通交付税が22億3,611万円、特別交付税が2億4,287万円、震災復興特別交付税が8,350万9,000円となります。

23ページをお開きください。

15款2項国庫補助金については、5目土木費国庫補助金1,366万1,000円の減が主な要因となり、国庫補助金の合計が1,080万4,000円の減額補正となります。

28ページをお開きください。

18款1項2目ふるさと応援寄附金818万5,000円の増につきましては、ふるさと柴田応援寄附金の申し込みの確定による増加となります。補正後の予算額は1億9,418万5,000円となりました。

19款1項2目基金繰入金につきましては、2億6,954万9,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。また、歳出で別途財政調整基金へ10万2,000円、町債等管理基金へ1万4,000円の積み立てをそれぞれ行っており、これらにより平成29年度末の財政調整基金の残高は14億8,627万4,264円、町債等管理基金2億13万3,497円、2つの基金の合計額は16億8,640万7,761円となります。これを平成28年度決算額と比較しますと、28年度末は16億8,093万9,512円でしたので、546万8,249円の増額となります。

一方、平成30年度の当初予算で既に財政調整基金3億5,145万6,000円を取り崩しておりますので、現在の予算ベースでの財政調整基金残高は11億3,481万9,264円となり、町債等管理基金と合わせた2つの基金の残高では13億3,495万3,761円となっています。

次に、30ページをお開きください。

22款町債です。1項1目総務債の1節公共施設等除却債から7目1節の災害復旧事業債まで2,320万円の減額につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

31ページになります。

歳出です。

年度末の補正であることから、一部基金への積立金等による増額もありますが、ほとんどがそれぞれ事業費の確定による不用額の減額補正となります。歳入と同様に主なものについてのみ説明させていただきます。

33ページをお開きください。

2款1項2目企画管理費の25節積立金818万6,000円の増につきましては、ふるさと柴田応援基金へ積み立てするものです。

39ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金1,195万8,000円の減につきましては、事業費の確定に伴う国民健康保険事業特別会計へのルール分の繰出金の減額補正となります。

次に、6目障害者更生援護事業費1,637万3,000円の減につきましては、次のページになりますが19節負担金補助及び交付金、20節扶助費など、それぞれの事業費確定に伴う減額補正となります。

41ページになります。

3款2項3目子ども医療対策費20節扶助費520万7,000円の減につきましては、子ども医療費助成事業の事業費確定に伴う減額補正となります。

45ページをお開きください。

4款1項6目保健指導費1,142万円の減につきましては、母子保健指導事業費に係る各種健康診査などの委託料の確定などによる減額補正を、次の7目予防費1,532万8,000円の減につきましては、次の46ページになりますが各種予防接種や健診の委託料などの減額補正をそれぞれ事業費確定に伴い計上しております。

47ページになります。

6款1項3目農業振興費355万3,000円の減につきましては、農作物生産作柄安定対策事業補助などの確定に伴う減額補正となります。

48ページをお開きください。

6款1項11目ほ場整備事業費593万1,000円の減につきましては、県農地整備事業調査負担金などの確定に伴う減額補正となります。

52ページをお開きください。

8款4項3目公共下水道費1,331万6,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金の確定に伴う減額補正となります。

59ページをお開きください。

10款5項4目図書館費25節積立金では、3,001万4,000円を図書館建設基金へ積み立てます。これにより、基金残高は2億3,763万4,794円となります。

また、続く6項1目保健体育総務費では、60ページになりますが25節積立金でスポーツ振興基金へ1億2万2,000円を積み立てし、基金残高を4億1,645万9,277円に、さらに3目の給食センター費25節積立金2,000万8,000円を学校給食センター建設等整備基金へ積み立てし、基金残高を1億3,498万889円とするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

（平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、国民健康保険税、国県支出金などの額が確定したものであります。歳出につきましては、保険給付費、保健事業費等の確定によるものであります。歳入歳出とも2,074万円を増額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ47億453万7,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書69ページをお開きください。

専決処分書になります。

専決処分日は、平成30年3月30日になります。

71ページをお開きください。

平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,074万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億453万7,000円とするものです。

76ページになります。

第2表債務負担行為補正の変更です。診療報酬明細書審査業務及び特定保健指導業務に係る委託料の2件ですが、限度額を変更するものです。

続いて、79ページになります。

歳入です。

主に国民健康保険税の収入実績と国県支出金等の交付額決定に伴う補正となります。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税3,374万3,000円の増、2目退職被保険者等国民健康保険税280万8,000円の減となります。合計で3,093万5,000円の増額補正となります。これにつきましては、それぞれ収入実績によるものです。

80ページになります。

3款1項1目療養給付費等負担金4,894万6,000円の増ですが、これは一般被保険者医療費分について療養給付費等負担金の変更交付決定による増額補正となります。

次に、3款2項1目財政調整交付金713万6,000円の減ですが、1節の普通調整交付金、2節の特別調整交付金、それぞれ交付決定による補正となります。

81ページになります。

4款1項1目療養給付費交付金817万9,000円の減ですが、これは退職被保険者等医療費分について療養給付費交付金の変更交付決定による減額補正となります。退職被保険者については、

平成27年3月をもって廃止され、退職被保険者が65歳の前期高齢者になるまでの経過措置となっているものです。

次に、6款2項1目財政調整交付金479万7,000円の減ですが、1節の1号交付金は療養給付費に対する県補助金として2,460万2,000円の減、2節の2号交付金は国保事業の特別な事情を勘案して交付される県補助金で1,980万5,000円の増、それぞれ交付決定による補正となります。

9款1項1目一般会計繰入金1,195万8,000円の減ですが、これは町一般会計からの繰入金で、それぞれ事業確定による減額補正となります。

82ページになります。

9款2項1目財政調整基金繰入金7,828万7,000円の減ですが、これは歳入の国保税収入及び療養給付費等負担金の増額、歳出の保険給付費が確定したことなどから、基金繰入金を組み戻すものです。この結果、国保財政調整基金の平成29年度末残高は5億298万5,466円となっております。

続いて、83ページになります。

歳出です。

事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1款1項総務管理費から84ページの3項運営協議会費につきましては、それぞれ事業費の確定による減額補正となります。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費6,598万9,000円の減、2目退職被保険者等療養給付費407万8,000円の減、85ページの2款2項1目一般被保険者高額療養費772万2,000円の減、86ページの2款4項1目出産育児一時金298万8,000円の減は、いずれも実績による減額補正となります。

3款後期高齢者支援金等、次の6款介護納付金については、国県支出金等の交付額確定に伴い、財源の組み替えを行ったものです。

89ページになります。

12款1項予備費6,658万2,000円の増ですが、国保税の収入実績及び国県支出金等の交付額確定や保健給付費の支出額確定に伴う財源充充分について増額補正をしたものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

（平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第3号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の主な内容は、歳入につきましては一般会計繰入金や公共下水道事業債の額の確定によるものでございます。歳出につきましては、汚水管理費や公共下水道建設費、地方債利子などの確定による減額であります。歳入歳出とも1,831万6,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ18億1,089万3,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書91ページをお開きください。

平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての専決処分の報告となります。

93ページをお願いいたします。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成30年3月30日になります。

次に、95ページをお願いいたします。

平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,831万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億1,089万3,000円にするものです。

97ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正です。変更2件になります。いずれも入札結果に伴う限度額の減額

となります。

100ページをお願いいたします。

歳入になります。

4款1項1目他会計繰入金1,331万6,000円の減額につきましては、総体的な歳出の確定額によるものです。

7款1項1目公共下水道事業債につきましては、事業費の確定によりまして減額500万円になります。確定後の額を3億3,400万円とするものです。

101ページをお願いいたします。

歳出です。

事業実績に伴う補正となります。主なものについて説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、2目汚水管理費、3目雨水管理費につきましては、それぞれ額の確定による減額補正となります。

102ページをお願いいたします。

2款1項下水道事業費の補正になります。1目公共下水道費553万4,000円の減額につきましては、事業費の確定に伴い、汚水枝線工事などが確定したことによる減額補正となります。

続いて、3款1項1目流域下水道費10万3,000円の減につきましては、県流域下水道事業の受益者負担金の確定による減額補正となります。

103ページになります。

5款1項公債費の補正です。1目元金につきましては、財源の組み替えの補正になります。

2目利子564万5,000円の減ですが、地方債一時借入金利子の確定により減額補正したものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

（平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第7、報告第4号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許し

ます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第4号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険料、国庫支出金等の額の確定によるものでございます。歳出につきましては、保険給付費、地域支援事業費等の確定見込みの補正となります。歳入歳出とも2,712万3,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ28億6,320万1,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、報告第4号専決処分の報告について詳細説明をさせていただきます。

109ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分の日は、平成30年3月30日となります。

111ページをお開きください。

平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第1条となります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,712万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ28億6,320万1,000円とするものです。

114ページをお開きください。

債務負担行為補正、変更の2件となります。どちらの委託料も契約金額の確定により、限度額をおのおのの記載のとおり補正するものです。

116ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料の260万円の減は、現年度普通徴収分の収入見込みによるものです。

次に、3款2項1目調整交付金の2,173万8,000円の減は、現年度分の調整交付金の額の確定によるものです。

4款1項2目地域支援事業支援交付金の158万円の減は、事業確定見込みによるものです。

117ページをお開きください。

9款3項1目第三者納付金73万3,000円の増は、交通事故の損害賠償の確定に伴い、これまで使用していた介護保険サービス費について保険金の納付があったことによる補正となります。続いて、歳出になります。

118ページをお開きください。

事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明させていただきます。

1款2項1目賦課徴収費13節委託料の38万円の減は、保険料賦課件数の減少により委託経費が減少したことによる補正となります。

119ページになります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費80万円の減から、3目施設介護サービス給付費1,050万円、2款2項1目介護予防給付費の400万円、6項特定入所者介護サービス費等費の400万円の減は、それぞれ給付見込みによるおのおのの減額補正となります。

120ページをお開きください。

4款1項1目サービス事業費の135万1,000円の減と、4款2項1目包括的支援事業費の280万円の減額から、同じく2項5目在宅医療・介護連携推進事業費のおのおのの減額、121ページになります、並びに4款3項1目一般介護予防事業費の120万円、それぞれの減額は、事業の確定見込みによる減額となります。

5款1項1目基金積立金の2,000円の増額は、介護給付費準備基金積立金の運用利息で、今回の補正後の基金残高は1億3,205万3,528円となる見込みです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について

（平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第8、報告第5号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の主な内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定によるものでございます。歳入歳出とも918万1,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3億8,469万2,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書125ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分日は、平成30年3月30日になります。

127ページをお開きください。

平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ918万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,469万2,000円とするものです。

130ページになります。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料126万7,000円の減、2目普通徴収保険料764万7,000円の減、合計で891万4,000円の減額補正ですが、これにつきましては現年度分の保険料及び滞納繰越分保険料の収入見込みによるものです。

次に、5款2項1目保険料還付金24万2,000円の減ですが、保険料還付額確定に伴い、広域連合からの歳入減によるものです。

131ページになります。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金891万4,000円の減額ですが、保険料収入の減により広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金24万2,000円の減については、保険料過年度還付額の確定によるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第9 報告第6号 専決処分の報告について

（柴田町町税条例及び柴田町町税条例等の一部を改正する
条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、報告第6号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例及び柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴うものであります。改正の主な内容は、給与所得控除額引き下げに伴う措置として、非課税限度額等を引き上げるもの、新課税方式による規定の整備や負担水準の見直しにより、町たばこ税率を改正するもの、固定資産税評価がえにおける負担調整措置の延長などについての改正であります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 報告第6号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、柴田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

改正の主な内容としましては、個人所得課税関係では給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除額を同額引き上げることに伴い、障がい者の方や未成年者の方々に対する個人住民税の非課税基準額の見直しを行うものです。

地方たばこ税関係では、たばこ税の税率を3段階で引き上げ、また加熱式たばこ、いわゆる電子たばこですが、課税方式の見直しを行うものです。

固定資産税関係では、新築住宅に係る税額の減額措置を2年間延長すること、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の一部拡充及び延長を実施するものでございます。

それでは、報告書135ページをお開き願います。

専決処分書です。専決年月日は、平成30年3月31日です。

137ページをお開き願います。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

改正後の左の欄の主な改正条文についてご説明いたします。なお、法令及び条例改正等に伴う条項や文言の整理などにつきましては、説明を省略させていただきます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲について定めております。

138ページをお開きください。

第1項、第2項では、非課税措置の所得要件について「125万円を超える場合を除く」から「135万円を超える場合を除く」に改正するものでございます。

第2項につきましては、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもので、これまで納税義務者の所得に関係なく、配偶者の所得が38万円以下であれば配偶者控除が受けられました。納税義務者の所得が1,000万円を超える場合には適用しないこととされたことにより、配偶者の定義が改められたことにより、「同一生計配偶者」とは合計所得が38万円以下の配偶者で、「控除対象配偶者」とはこの「同一生計配偶者」のうち前年の合計所得が1,000万円以下である納税義務者の配偶者のことを言うこととなります。

同じく第2項におきまして、前年の合計所得が一定額以下である場合は、町民税の均等割が非課税と規定しておりましたが、これも給与所得控除額等が引き下げられたことにより、均等割非課税の所得判定の際に10万円を加算して非課税とする金額とする改正でございます。

次に、第34条の2、所得控除、及び139ページの第34条の6、調整控除につきましては、これまで基礎控除及び調整控除は所得の多寡にかかわらず適用されておりましたが、前年の合計所得が2,500万円以下の納税義務者に適用するという改正でございます。

143ページをお開き願います。

第48条は、法人町民税の申告納付についてですが、法人町民税において外国子会社合算特別税制等による税額控除の創設、大法人において電子申告が義務化されたことによる所要の改正を行うものでございます。

146ページをお開き願います。

第10項につきましては、資本金1億円を超える大法人の法人税等の申告につきまして、電子申告が義務化されたことに伴い、地方税においても電子申告が義務化されたもので、第11項では電子申告された場合は町が定める申告様式により申告されたものとみなし、第12項では申告された時期を地方税共同機構の電子機器ファイルに申告情報が記録された時点で電子申告の到達があったものとみなす規定でございませう。

150ページをお開き願います。

第92条は、製造たばこの区分で、近年販売量が急増している加熱式たばこの区分を創設するため、条項を追加するものでございませう。

151ページをお開き願います。

第93条の2は、製造たばことみなす場合の規定で、加熱式たばこの喫煙用具を使って加熱により蒸気となる物品等は製造たばことみなし、区分は加熱式たばことする条項を新たに追加するものです。

第94条は、たばこ税の課税標準の定めで、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方法とするものです。この換算方法につきましては、本年10月1日から適用しますが、段階的に従来の方式を縮小させ、5年目で新方式を完全に適用することとしております。

154ページをお開き願います。

第95条は、たばこ税の税率を1,000本につき「5,262円」から「5,692円」に引き上げるものです。なお、たばこ税の税率は3段階で引き上げることとしております。

157ページをお開き願います。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲の定めでございまして、前年の合計所得が一定の額以下である場合は、町民税の所得割が非課税と規定しておりますが、これにつきましても給与所得控除額等が引き下げられたことにより、均等割と同様に所得判定の際に10万円を加算して判定するものでございませう。

158ページの第10条の2につきましては、地域の自主性を高めるため、地方税の軽減について各自治体が条例において適用する地域決定型地方税法特例措置、いわゆる「わがまち特例」

に新たに条項を加えるもので、平成30年度、法改正により地方税法附則第15条等において27種類の課税客体について「わがまち特例」が適用されております。現在、本町におきましてはわがまち特例法の課税客体はございませんが、今後課税客体ができたときに、業務に支障を来すことがないように、当該状況を規定するものでございます。

なお、それぞれ条項におきまして本町が定める特例割合につきましては、国が定める参酌基準を適用しております。

163ページをお開き願います。

第10条の3第12項は、新築住宅軽減等に関する規定で、固定資産税額の減額措置を受けられる家屋について、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂を追加し、翌年度から2年度分の固定資産税に限り3分の1を軽減するものでございます。

165ページをお開き願います。

第11条の2は、土地の価格の特例でございます。固定資産の価格が基準年度の価格より下落傾向にある場合には、第2年度または第3年度において価格を修正できる特例措置を平成32年度まで引き続き継続するものでございます。

続きまして、第12条は宅地等に対して課税する固定資産税の特例でございますが、固定資産評価額と課税価格に乖離がある場合に、一気に引き上げるのではなく、緩やかに近づける負担調整措置を平成30年度から32年度まで引き続き継続するものでございます。

167ページをお開き願います。

第13条は農地に対して課税する固定資産税の特例、それから168ページの第15条につきましては特別土地保有税の課税の特例でございますが、これらにつきましても宅地と同様に引き続き負担調整措置を講ずるものでございます。

169ページをお開き願います。

第17条から171ページの第18条につきましては、都市計画税の特例でございます。内容としましては、固定資産税と同様に負担調整措置を平成30年度から32年度まで継続するものでございます。

173ページをお開き願います。

第2条による改正でございます。先ほどご説明いたしました町たばこ税に係る条項を改めるものでございます。第94条におきましては、規定した加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、第2段階として従来の換算方法を8割から6割に減少させ、新方式の割合を2割から4割に高めるものでございます。

174ページをお開き願います。

第3条による改正は、ただいま第2条で改正した加熱式たばこの換算方法につきまして、従来の方法を減少させ、新方式の割合を高めるものでございます。第95条では、たばこ税の税率を1,000本につき「5,692円」から「6,122円」に引き上げるものでございます。

175ページの第4条による改正につきましては、ただいま第3条で改正しました加熱式たばこの換算方法をごらんのとおり改め、たばこ税の税率を「6,122円」から「6,552円」に引き上げるものでございます。

176ページの第5条の改正につきましては、加熱式たばこに係る換算方法につきまして、新方式に完全に移行する段階での改正でございます。

178ページの第6条による改正につきましては、平成27年度の柴田町町税条例の一部を改正する条例で講じた3級品の紙巻きたばこに係る経過措置の期間の終期を延長する改正でございます。「しんせい」「わかば」などの3級品たばこにつきましては、主に高齢者の方々に長年親しまれたことで、当分の間低い税率が適用されておりました。平成27年度の法改正で特例税率が廃止されまして、段階的に税率を引き上げております。第3段階での終期が平成31年3月31日でしたが、紙巻きたばこの税率の変更時期と合わせるため、同年9月30日に改めるものでございます。

今回の町たばこ税に係る改正につきましては、加熱式たばこの本数換算方法を見直すこととしていますが、いきなり新方式にするのではなく、本年10月1日から平成34年10月1日まで5年間で新方式とするものでございます。また、紙巻きたばこの税率につきましても、本年10月1日、平成32年10月1日及び平成33年10月1日の3段階で引き上げることとしております。

181ページからは、附則の規定になります。施行期日及び経過措置を規定するものでございます。

施行期日につきましては、原則平成30年4月1日施行とするものですが、附則第1条第1項から第11項の規定につきましては、それぞれ記載の施行年月日とするものでございます。

附則第2条からは、各税目の経過措置を規定したものでございます。

以上で柴田町町税条例等の一部を改正する条例につきまして、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第10 報告第7号 専決処分の報告について

（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第10、報告第7号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴うものです。改正の主な内容は、基礎課税額の限度額及び軽減対象世帯の軽減判定所得の算定額を変更するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 報告第7号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

改正内容の主なものは、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充が行われるものです。

報告書191ページをお開き願います。

専決処分書です。専決年月日は、平成30年3月31日です。

193ページをお開き願います。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

左側の改正後の欄でご説明いたします。

第2条第2項におきまして、基礎課税額の限度を「54万円」から「58万円」にするものです。

第23条は、国民健康保険税の減額を定めております。保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合に応益割の部分、均等割額と平等割額の部分になりますが、ここにつきまして軽減するもので、第2号において5割軽減の対象と

なる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を「49万円」から「50万円」に引き上げるものでございます。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告につきまして定めております。第2項中、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加えるものです。具体的な内容といたしましては、倒産、リストラとかによる本人の責任によらずやむを得ず離職した特例対象被保険者等、いわゆる非自発的失業者に係る所得割額は100分の30に軽減されておりますが、現在、ハローワークとの情報連携により、原則、雇用保険受給者証等の添付や提示は不要となっておりますが、必要な情報が収集できないなど情報連携にふぐあいがあった場合には、申請者からこれらの書類の提示を求めることを規定するものでございます。

附則です。

第1項は、施行期日の規定です。この条例につきましては、平成30年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分の規定です。

以上、柴田町国民健康保険税条例の一部改正についての詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号専決処分の報告についてを終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時再開といたします。

午前10時39分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第 1 1 報告第 8 号 平成 2 9 年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 1 2 報告第 9 号 平成 2 9 年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第11、報告第 8 号平成29年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第12、報告第 9 号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、以上 2 件を一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第 8 号平成29年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第 9 号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

平成29年度柴田町一般会計予算及び平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算のうち、平成30年度への繰越事業として既に議決いただいている事業の繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

報告書195ページをお開きください。

報告第 8 号平成29年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明いたします。197ページをお開きください。

平成29年度柴田町一般会計におきまして、繰越明許費を設定し、平成30年度に繰り越しをしました事業は、平成29年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しておりますとおり、国の補正予算に対応した阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助など 8 件の事業になります。今回報告いたします繰越事業につきましては、それぞれの予算補正の際に繰越明許費補正として説明をさせていただいておりますが、8 件の繰越事業について、繰越事業量、繰越金額が確定したことにより報告をさせていただくものです。

お配りしております関係資料に基づいて説明いたします。A 3 判の報告第 8 号から第11号関係資料、一般会計繰越事業一覧の繰越明許費をごらんください。

表の見出しに、款、項、事業名、さらに委託名・工事名などの繰越事業の内容について記載しております。次に完了日または完了予定日、金額、翌年度繰越額となります。この翌年度繰

越額が繰り越しの事業量となりますが、その財源内訳を右側に記載しております。財源内訳のうち、既収入特定財源は、平成29年度中に収入された特定財源となります。未収入特定財源は、事業の進捗状況及び完了に伴って交付措置されます国県支出金、補助金及び地方債となり、その残額については一般財源となります。

翌年度繰越額の合計額は、合計欄にありますように5億100万1,000円となっております。

繰越事業の内容につきましては、事業内容の欄に記載しておりますとおり、2款総務費では、阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助、6款農林水産業費では森林病虫害等防除ナラ枯れ病駆除事業委託料、8款土木費では2項道路橋りょう費、道路定期点検委託料から5項住宅費の町営住宅建設事業までの3事業となります。町道富沢16号線道路改良工事や北船岡町営住宅4号棟新築工事などの内容となっております。10款教育費では、船岡小学校大規模改造事業と、船岡中学校大規模改造工事（空調）の2事業となっております。11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧工事で29災第1501号普通河川三本木堀川など災害復旧工事を行う内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 引き続き、報告書199ページをお開きください。

報告第9号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明いたします。

201ページをお願いいたします。

繰越計算書です。

平成29年度公共下水道事業特別会計におきまして、繰越明許費を設定し、平成30年度に繰り越しをした事業は、国の補正予算に対応した浸水対策下水道事業1事業になります。予算額3億3,600万円の全額を翌年度に繰り越ししたものです。

財源内訳ですが、未収入特定財源につきましては国からの支出金と地方債、その他は大河原町からの負担金収入であり、不足額につきましては一般会計からの繰入金となります。

お配りしています関係資料に基づいて説明をいたします。A3判をごらんください。

表の3段目の平成29年度公共下水道事業特別会計繰越事業一覧をごらんください。

2款1項下水道事業の浸水対策下水道事業ですが、全て鷺沼排水区雨水整備事業に係る委託料、工事費、補償費の3件でございます。いずれも年度末での予算確保でありましたことから、今年度、発注から完成を図るものであります。

事業内容でございますが、1件目の工事監理委託料は2件目の雨水整備工事の施工に当たっての現場の段階立ち会いや、工程調整等の監理業務委託を行うものであります。

2件目の鷺沼排水区整備工事としまして、これまで水路整備を続けてきました鷺沼1号幹線の延伸の大河原町高砂公園東側から加藤精機製作所前の区間と、もう1件は山岸の株式会社菓匠三全前の県道交差点部の鷺沼6号雨水幹線であります。整備が完了しています1号雨水幹線の途中からの交差点を横断する新設水路の整備を実施するものであります。

3件目の物件移転補償ですが、先ほどの菓匠三全前の交差点の水路工事に伴いまして、NTTの電話ケーブル線、光ファイバーが水路と交錯するため、移転が必要となるための移転補償を行うものであります。

全て大河原町との共同施工となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号平成29年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第9号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終結いたします。

日程第13 報告第10号 平成29年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第14 報告第11号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第13、報告第10号平成29年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について及び日程第14、報告第11号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、以上2件を一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第10号平成29年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について及び報告第11号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

平成29年度柴田町一般会計予算及び平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算のうち、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかった事業費を事故繰越ししたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

203ページをお開きください。

報告書になります。

報告第10号平成29年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして説明いたします。

205ページをお開きください。

平成29年度柴田町一般会計におきまして事故繰越しをしました事業は、平成29年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書に記載しております10款教育総務費の2件の事業になります。平成30年5月31日付で調製しました。

今回報告いたします繰越事業につきましては、計算書の右の説明欄にありますように、教育総務費の2事業とも改修方法について消防署との協議に時間を要することで、避けがたい事由のために年度内に支出が終わらない状況となることから、翌年度、平成30年度にその経費を繰り越したものです。

先ほどと同様に、別添のA3判の資料でご説明いたします。

報告第8号から第11号関係資料の一般会計繰越事業一覧の事故繰越しをごらんください。

表の見出しに、款、項、事業名、さらに繰越事業の内容、完了日または完了予定日と続きまして、支出負担行為額、これはそれぞれの事業の契約金等になります。次に翌年度繰越額となります。これが繰り越しの事業量となります。

事業内容の欄に記載しておりますとおり、10款教育費の1項教育総務費で西住小学校消防用設備改修工事及び西住小学校消防用設備改修工事（その2）の翌年度繰越額の合計432万円となっております。

現在までの進捗状況につきましては、完了日及び完了予定日に記載しておりますとおり5月31日に完了しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 引き続き、報告書の207ページをお開きください。

報告第11号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書につきまして説明いたします。

209ページをお開きください。

繰越計算書になります。

2款1項下水道事業費の浸水対策下水道事業の翌年度繰越額は7億5,994万3,080円となります。内容につきましては、鷺沼5号調整池に係る委託1件と工事1件となります。

財源内訳ですが、未収入特定財源として国からの支出金と地方債、その他は大河原町からの負担金収入であり、不足につきましては一般会計からの繰入金となります。

お配りしています関係資料に基づいて説明をいたします。A3判をごらんください。

一番下の表で、左側に事故繰越しと書かれております。

繰り越し理由につきましては、昨年5月の現場打ちぐいの施工時に、工事の障害となる調整池内の土質に相違が確認されたことから、土どめ工や地盤改良工の範囲などの設計見直しを行い、9月会議にて議決をいただきまして、工事を進めてまいりました。また、大型特殊機械でもあることから、機材の搬入の手配に時間を要したことや、昨年10月の台風21号による現場内への排水の侵入による冠水やごみの撤去作業など、不稼働日の発生など不測の日数を要してしまったことから、国、東北財務局からも事故繰越の承認をいただき、繰り越しとなったものがございます。

事業内容であります、1件目の工事監理委託料は2件目の雨水整備工事の施工に当たっての現場での段階立ち会い、工事調整等、また積算業務を行うものであります。繰越額は800万3,000円です。

2件目の鷺沼排水区整備工事は、5号調整池の整備工事であります。これまでの工事進捗は、調整池周りに設置しますL型擁壁を支えるための現場打ちぐいと地盤改良工を終了しました。調整池内の鋼矢板打ち込みも終えております。現在、調整池の内部を土どめの張り材をかけながら、周囲を溝状に11.7メートルの幅で地盤から4.5メートル下がった深さまで掘削作業が進んでおります。工事の完了は、平成31年1月31日を見込んでおります。

以上となります。よろしく願いいたします。

失礼しました。先ほど工事監理委託料におきまして繰越額を800万3,000円と説明いたしましたが、807万3,000円の誤りでした。訂正させていただきます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示し

て行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号平成29年度柴田町一般会計事故繰越し繰越計算書について及び報告第11号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを終結いたします。

日程第15 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第15、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、9番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔9番 平間奈緒美君 登壇〕

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。大綱2問、質問いたします。

白石川堤一目千本桜ブランド化事業の成果は。

ことしの桜は、例年より早い開花となってしまいましたが、自慢の桜を見に多くの観光客の方が柴田町に訪れました。昨年6月会議の一般質問で、町長は「桜まつりの反省点、白石川堤一目千本桜は大河原町というイメージが残念ながら強いことから、今後、柴田町の一目千本桜であるというイメージアップを図るためにも、新たな観光名所となったしばた千桜公園や桜の小径を白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業の中で、白石川一目千本桜とあわせて一体的なプロモーション活動を国内外に向けて行い、さらなる知名度アップを図ってまいりたいと考えております」とご答弁がありました。各情報誌では、白石川堤一目千本桜と船岡城址公園を紹介する記事が掲載されるなど、ことしは一定の成果があったかと思えます。

大河原町との共同事業である白石川堤一目千本桜ブランド化事業ですが、両町でどのような連携をし、一体化を図り、国内外への情報発信をさらに強化していくことが今後進めていく上での課題です。しかし、例年より開花が早かったため、開花時期にあわせた早急な会場準備の必要性も感じました。

そこで質問いたします。

- 1) 開花が早いときの対策は。
- 2) ことしの交通渋滞の状況は。

3) さくらマルシェの成果は。

4) 情報発信とメディア対策の成果は。

5) 柴田町、大河原町それぞれで行っている桜まつりですが、一体的、効果的なプロモーションが必要ではないでしょうか。

大綱2問目、**自転車による事故防止に向けて。**

わが国全体の交通事故件数は、平成16年から平成26年で自転車対自動車の事故件数が4割減となっているにもかかわらず、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの状況にあります。年齢層では7歳から19歳までの若年層（小中学生、高校生世代）の事故件数の割合が高く、利用目的では通勤・通学の割合が非常に高い状況にあります。

自転車は、通勤・通学など日常生活に便利な乗り物ですが、一方で、交通ルールやマナー違反による交通事故の割合も高く、誰もが交通事故の当事者となる危険性を抱えています。自転車の交通事故を減らすためには、自転車通行空間の確保とあわせ、自転車の通行及び利用ルールの徹底を図る必要があります。

第10次柴田町交通安全計画（平成28年度から32年度）では、重点施策として「高齢運転者の交通事故防止」「歩行者・自転車の交通事故防止」及び「自転車利用のマナー向上の推進」とあり、主な施策では（1）交通安全思想の普及徹底、（2）道路交通環境の整備、（3）道路交通秩序の維持を掲げています。

そこで、現在の柴田町交通安全計画の進捗状況と今後の取り組みについて質問いたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱2点ございました。

第1問目、白石川堤一目千本桜ブランド化事業の成果でございます。5点ほどございました。随時お答えします。

開花が早いときの対策です。

ことしのしばた桜まつりは、当初4月5日木曜日から4月22日日曜日までの開催予定でしたが、昨年よりも7日早い3月31日土曜日に桜が開花したため、予定を4日間前倒して、4月1日日曜日からスタートしました。ことしは全国的に例年よりも早く桜前線が北上したことから、早い段階から天気予報や開花状況を注視し、しばた桜まつり実行委員会を初め関係機関と調整しながら会場準備等を進めました。具体的には交通誘導員の配置と有料駐車場の開放、さくらの里、スロープカー、天空カフェ等、船岡城址公園内観光施設の営業や観光案内所の開設

です。これらの対応により、おおむね観光客の受け入れ体制はとれたものと考えております。

一方、さくらマルシェ等の仮設店舗の営業については、当初予定したとおり4月5日の営業開始となりました。仮設店舗については、2週間という営業期間の制約の問題や保健所等への許可申請等の課題がありますので、今後開花状況を注視しながら、桜まつりのスタートに合わせてスムーズに営業を開始できるよう、関係者と調整を図ってまいります。

ことしの交通渋滞状況ですが、ことしの桜まつりはおおむね期間中の週末が天候に恵まれたことで、一度に観光客が押し寄せるような日はなく、大きな渋滞の発生はなかったものと考えております。強いて言えば、今年度新たに駐車場とした公園西側駐車場の出入りに混乱が生じ、若干の渋滞を引き起こしました。

ことしの交通渋滞対策としては、船岡城址公園周辺の道路へ交通誘導員を重点的に配置したことです。さらに、県道50号旧国道4号や柴田大橋にも交通誘導員を配置し、無線で連絡を取り合いながら渋滞状況の把握に努め、効率的な交通誘導を行いました。また、土曜日と日曜日には役場駐車場や職員駐車場を開放するとともに、船岡城址公園方面への車両の渋滞を緩和するため、船岡小学校とトッコン跡地を臨時駐車場として、シャトルバスを運行して対応いたしました。

3点目、さくらマルシェの成果でございます。

今年のさくらマルシェでは、町内の4団体が参加し、三陸のカキや焼き笹かまぼこなどのご当地メニューを初め豊富なメニューを取りそろえ、期間中は大勢のお客様でにぎわいました。

さくらマルシェの成果ですが、期間中の売り上げについては、営業日数は昨年よりも3日少ないにもかかわらず、昨年の売り上げ実績670万円に対し、今年度は約90万円増額となる763万円の売り上げとなりました。なお、期間中に行ったアンケート調査の結果では、回答数759人中75%は町外からの来場者で、759人中463人、61%からさくらマルシェに対して「大満足」という回答をいただきました。このようなことから、さくらマルシェは経済効果とともにしばた桜まつりの誘客促進とイメージアップにつながっていると考えられます。

4点目、5点目は一括でお答えいたします。

柴田町の一目千本桜であるというイメージアップを図るため、新たな観光名所となった白石川千桜公園を、大河原町と連携しながら一目千本桜の一体的なプロモーションを行いました。具体的には、桜まつり用2町共同マップと、海外向け情報誌に白石川千桜公園を掲載するとともに、2町でのテレビ出演によるPR、台湾で開催された東北六県感謝祭への2町共同ブース出展によるプロモーションや、タイで開催されたタイ国際旅行博覧会への参加と、現地旅行会

社へのセールス活動などを行いました。その結果として、地元テレビ局のほかに「ヒルナンデス！」や「ZIP！」など全国ネットでも放映され、さまざまな情報誌や旅行雑誌等に掲載されるようになりました。さらに、外国人観光客が大幅に増加し、昨年の2倍にもなる5,020人もの外国人がしばた桜まつりに訪れました。引き続き大河原町と連携しながら、一体的、効果的に情報発信やメディア対策、プロモーション活動を展開してまいります。

大綱2点目、自転車による事故防止でございます。

第10次柴田町交通安全計画では、平成28年度から平成32年度までを計画期間として、2つの目標を掲げ、期間中における交通安全施策を推進しております。

まず1つ目の目標と進捗状況ですが、交通事故の発生件数を年間130件以下とする目標に対し、平成28年は179件、平成29年は140件となっています。そのうち、自転車に関係する事故は平成28年は26件、平成29年は12件となっています。自転車対歩行者の事故は発生しておりません。さらに、自転車対歩行者の事故で歩行者が死亡する事故は、記録が残っている平成17年以降発生していない状況です。

2つ目の目標と進捗状況ですが、交通事故による死者数を年間ゼロ人とする目標に対し、平成28年は1人、平成29年はゼロ人となっています。現在、町内において交通死亡事故は平成28年2月19日以降2年以上にわたり発生しておらず、交通死亡事故ゼロ1,000日の達成を目指し、活動を継続しているところです。

これらの結果は、町内全域において出前講座や交通安全教室などを開催してきたことにより、町内全域に交通安全に対する思想やマナーなどが深く浸透したことによるものと感じております。交通事故を防止するためには、町や警察、関係機関、団体等が緊密な連携・協力のもとに施策を展開することに加え、町民の主体的な交通安全活動を積極的に推進することが重要となることから、引き続き高齢運転者の交通事故防止及び歩行者、自転車の交通事故防止に重点を置き、取り組んでまいります。具体的には、高齢者及び幼児、小中学生、高校生など年代に応じた講習会を開催するなどの交通安全教室の推進、自転車の安全利用を促進するための広報啓発のほか、地域住民や道路利用者からの意見を取り入れた安全な道路交通環境の整備を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） まず、一目千本桜ブランド化事業について伺います。

ことは、町長答弁でもありましたとおり開花が早かったことで、さまざまところで急ぎ

の対応が大変だったと思います。本当に関係者の皆様には、この柴田町の桜を多くの方に見ていただいて、非常に満足していただいた状況をつくっていただいたことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、桜が早かったということもあって、特に4月5日、その前からだったんですけれども、桜が咲くとともに日中も多くの方にお越しいただきました。それに従い、夜も多くの方にお越しいただいていた状況だったと思います。4月4日の夜にお越しいただいた方から、電気がついていなかったということを伺ったのですが、状況はどうだったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 電気については、三の丸広場の電気だと思うんですけれども、仮設売店の対応がまだできていなかったということで、ライトアップが間に合わなかったという現状です。以上です。

○議長（高橋たい子君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ことは早かったということで間に合わなかった、それはもちろんしょうがないんですけれども、やはり桜が咲くと多くの方、もちろんいろんなところからいらっしゃいます。そういった意味で、やっぱりせっかく見に来たのに暗かったとかということは非常に残念でしたということを私も伺っておりました。できるだけ明かりに関しては、4月1日から駐車場等を行ったということですので、できればその時期に合わせて電気等もつけるような段取りをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回、先ほど町長答弁にもありましたとおり仮設店舗の営業が間に合わなかったというのが一番大きな問題だったと思います。その辺のところを、来年、特に保健所のほうと協議しながら、仮設店舗の営業が2週間という期間の間に、できる期間の中でやらなければならないものですから、保健所のほうに問い合わせをしたところ、前もって営業許可を早目にもらっておく分には対応が大丈夫ですと、それを前倒しをして進めるというのはなかなか保健所としても対応ができないというようなこともありましたので、来年は早目に営業関係の許可をとっておけば、最終的には営業ができればライトアップの対応も可能ですので、そういった形で進めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 私も5日に、ちょうど満開を迎えたということで、夜、桜を見に行きました。自宅から歩いて行って、千桜橋を渡り、さくらマルシェにお邪魔して、いろんなもの

を購入したんですけれども、その後にせっかくだからということで土手のほうを駅に向かって帰りました。駅のほうに向かう土手はもちろん真っ暗だったんですけれども、駅から会社帰りの方々が、若い方たちですね、結構多くいらしていました。できれば駅からの誘導というか、明かりで示すような方向も考えたらいいのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 議員が現地を見てのとおり、駅からさくらマルシェまでかなりの距離がございます。そういったところを裸電球なり、何かライトアップといいますか、そういった形で対応するというのはなかなか難しいのかなと思いますので、何か別な案内できるようなことを考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 船岡駅からお越しいただく方も結構歩いていらっしゃいましたので、そういった対応もしていただけると非常におもてなしにつながるのではないかなと思いますので、お願いいたします。

それでは、交通渋滞状況についてですが、ことしは特に苦情もなく、スムーズだったということで、警備員の方もふやしたということでしたけれども、やはり5日ですが、ちょうど日中、桜の開花式が終わって、仙台銀行の前に立っておりましたら、仙台方面から来る方々が結構いらっしゃって、交差点の中、役場の通り沿いに入れなかった車が結構いたんですね。例えばあそこの交差点に警備員を1人ふやして、この先渋滞中ですか案内を出すということをしたらどうなのかなと。例えば町内の方でも、入ったら出られなくなってしまったという方もいらっしゃったので、この先は桜まつりで渋滞していますとか、そういった例えば看板を持ってご案内するというのも一つの手だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 渋滞の原因は、何でもなし、駐車場が不足しているということ、特に今言った4月5日については平日ということで、役場前の通り、ここも普通土日ですと役場の駐車場並びに職員駐車場なんかも開放するんですけれども、平日ということで、そういった駐車場がないというようなことでありますので、今提案がありましたように警備員を配置をしながら、案内誘導というのも場合によっては考えられる一つの方法かなと思いますので、ちょっと遠くなりますけれども平日ではトッコン跡地とかも開放できますので、そういったところを使うとか、何か案内の方面でおもてなしなんかを考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） もちろん多くの方に来ていただくと、滞在時間も長くなっているという去年の答弁、もちろん船岡城址公園から千桜公園に向けて歩いていくと結構な時間を要します。桜を全部見たいなという、どうしても時間は1時間以上、もしかしたら2時間とかかかってしまうと思います。そういった中で、駐車場不足というのはどうしても否めないんですけども、例えば弘前では民間の方が自宅の駐車場を観光客に貸しているというお話もあります。例えば福島の大きなところでも見かけます。そういったのを進めていくというのも一つの提案だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そういった民間の駐車場を開放するというのも一つのアイデアだと思います。ただ、実際に例えば役場通りあたりとかで自分のあいている駐車スペースなんかをどうぞお使いくださいという方が出れば、そういったところをまねて、駐車場を開放しましょうという方もふえていくと思うんですけども、それもこの辺に住んでいる方々の理解を得ないことには進められないと思いますので、これから話なんかを進めていきたいなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） もちろんそれは貸していただける方のご協力がないことには進まない話ですので、ぜひ商工観光課としてお声がけをして、ご協力いただけるかどうかというのを今後煮詰めていっていただきたいなと思います。やはりどうしてもあの通りというのは混んでいるし、桜まつり期間中は動けないというのがもちろんありますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、さくらマルシェについて伺います。

先ほどさくらマルシェに来ていただいた方が大変満足だということだったんですけども、さくらマルシェに実際何人ぐらいお越しいただいたのか、その人数というのは把握しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 人数までは把握しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 昨年と違い、ことしはさくらマルシェの店舗のつくりが中でくつろげるような、コンサートも聞ける中で食事もできるような体制をとっていただいたので、私も行

って、非常によかったなと思いました。さくらマルシェについては、地元の方々が一生懸命頑張っていて、お祭りを盛り上げていこうという思いでやられていると思いますので、ぜひ続けていっていただけるといいなと思います。

あと、天空カフェ、山頂の売店が新しくできました。それで、いただいた資料の売り上げ実績を見ると昨年よりすごい伸び、144%の伸びとあるんですけども、実際の客単価というのは出ているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 客単価につきましては、正式な数字を出していないんですけども、天空カフェを営業している方に聞いたんですけども、今回主に売れたのが麺類、うどんが多く売れたということ、うどんとコーヒーとみそおでんを「真心セット」にして1,000円で販売したと。それが今回売り上げを押し上げるきっかけになったということですので、単価については1,000円に近い金額が平均的に出たのかなというふうに見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） わかりました。このいただいた資料で、客単価は300円ということで書いてあるんですけども、今1,000円ぐらいのセットメニューが結構出ましたということで、この計算方法の根拠について伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今議員が話した内容については、天空カフェの売り上げを入り込み人数で割った単価だと思います。

○議長（高橋たい子君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） わかりました。やはりどれだけお金を落としていただくかというのが一番重要なものになっております。そういったセットメニューをつくったことで売り上げが伸びたということは非常にあれですので、ぜひ今後も進めていっていただきたいと思いますが、ただこの売り上げ実績で、1日の件数とかトータル人数というのは大体出ているのか、伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） レジ件数ということで、レジに反映された件数は毎日出ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 1日平均どのぐらいだったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 1日平均500件ということで出ております。

○議長（高橋たい子君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） わかりました。

それでは、情報発信ということでさまざまな一体的なプロモーションを大河原町と共同で行ったということで、全国情報テレビ、「ヒルナンデス！」とか「ZIP！」に出て、結構多くのお客様が来ていただいた、特にことしに関しては外国から来ていただいた方が昨年度の倍になったということで、非常に効果があらわれているのかなと思います。

それで、アンケート調査を行ったと思うんですけども、そのアンケート調査はどこでとられて、どのような結果になったのか、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） アンケートについては、今回さくらマルシェのところでとったアンケートがありまして、先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、5段階評価で5とつけた方が60%を超えたというようなことで、大変満足してもらった。さらに、船岡駅前でしたら4月14日、15日と2日間マルシェをやったとき、それもアンケートをとっています。そういったところから、アンケート結果について満足だったとか、どこから来たのかというような情報は把握しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） そのアンケート結果、いろいろ個別意見等もあると思うんですけども、それを今後どう生かしていくか。例えばいいご意見もあつたらうし、こうしたほうがいいよというご指摘もいただいていると思います。そういった結果をどう今後につなげていくか、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 当然アンケートに出た課題といいますか、見えてきますので、そういったものを来年の桜まつりのほうに、どういうふうにすれば課題が解決できるかということで、今後実行委員会等で話し合いながら、来年に向けて体制を整えていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 個別意見なんですけれども、桜まつりに対するご意見・ご要望ということで、千桜橋の下、要するにさくらマルシェがあつたところですね、その授乳室と喫煙所

が隣同士だったことが非常に残念でしたと書いている方がいらっしゃいました。柴田町では、公共施設が全面禁煙になってから1年が過ぎて、定着しつつあって、受動喫煙防止にいち早く取り組んだ町であるのに、非常に残念だなということがありました。授乳室というのは小さなお子様、赤ちゃん連れの方々がいらっしゃる場所です。やはり授乳室と喫煙所は一緒にすべきではなかったのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今いただいた意見、そういったものも私も把握しておりますので、来年については授乳室には喫煙所みたいなものが絶対ないように注意していきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） あと、多分トイレの隣に喫煙所が設けられていたのかなと思うんですけども、トイレもいろんな、小さいお子様もいらっしゃいます。喫煙所はもちろん設けてはダメということではないんですけども、できるだけ離れた状態で設けていただきたいと思えます。これについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そういった対応をとらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 今回いろんな情報発信をしているということで、いろんなタウン誌、情報誌を購入したら、しばた桜まつり、白石川堤一目千本桜、船岡城址公園の特集が組まれている記事がたくさんありました。それぞれに一定の効果があったと思いますが、しかしやはり内容を見ると、大河原町・柴田町と書いてあったり、大河原町桜まつりとか書いていない情報誌だったり、そういうものもありました。せっかくブランド化事業ということで一体でやっているわけですから、そこはそういった情報誌を担当している方にも連名で載せていただくような感じでしていただきたいなと思ったんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 情報誌とか旅行雑誌は、前もってこちらのほうに問い合わせ先とか内容、期間なんかを確認してもらうところについては、大河原町と一緒にやってくださいと、共通のこういったイベントなんかもやっていますということでできるんですけども、勝手にと言ったらおかしいんですけども、雑誌社のほうで取材もせずに一方的に載せられた記事なんかも若干ありますので、そういったものについては私のほうで対応できませんので、そ

ういう雑誌とか何かを見かけたときにはこういうふうに修正してくださいと、今後修正の提案をしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） せっかく両町一緒にということでやっているの、そこは正しい情報というんですか、来る方は多分大河原駅でおりて、桜をめりながら船岡に来たり、例えば船岡駅でおりて大河原町のほうに向かったりということで、一体として見ていると思います。できるだけそういったのは偏らないような方向で進めていただければと思います。

あと、ポスターはしばた桜まつり、おおがわら桜まつりということで、ポスターも統一したものをつくるのか、そういったものも検討してはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 統一したポスターということで、柴田町ですと柴田町実行委員会、大河原町であれば大河原町実行委員会ということでやっていますので、お話しはしてみますけれども、いずれやはり大河原町は大河原町、柴田町は柴田町なりのアピールしたい部分はどうしてもポスターに反映されていくのかなと思いますので、調整はしますけれども、なかなかその辺は難しいような気がいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） できれば統一したものがあると、一目千本桜というのがさらに磨きがかかるのかなと思いましたが提案させていただきました。

それでは、東北観光復興交付金事業、平成28年度に採択されて取り組んでいる、インバウンドを中心に進めてこられたということで、先ほども申したとおり外国の観光客の方がさらに伸びたということで、成果を上げていると思います。これはやはり町長初め商工観光課、関係する機関の皆さんのトップセールスのたまものだったと思いますが、やはりこれはばらばらでするのではなくて一緒にやると先ほどから申しているんですけども、今後、例えばなんですけども一体化のプロモーションということで、一体化されているホームページの立ち上げというのはどうでしょうか。情報を発信する上で、白石川堤一目千本桜というコンテンツを立ち上げて、大河原町と柴田町とホームページに上げて、それでお客様に情報提供できるというようなものも考えていいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 一目千本桜としてのホームページの立ち上げ、実は今後の話なんですけれども、東北観光復興交付金は平成30年度で終了の予定だったんですけども、今の

ところ来年、再来年、いわゆるオリンピックイヤーまで継続するというような情報も入っておりますので、来年度、大河原町と調整した中で、一目千本桜というのを両町のブランドとして売っていこうということで、やはり海外から来る方にとってはホームページというのは重要なコンテンツでもありますので、そういったものができるかどうか考えていきたいと思いますということで、今打ち合わせは進めているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 先ほど言っていたアンケートの調査結果の中でも、「桜まつりに来場される場合の情報は何でしたか」という項目で、もちろん「柴田町のホームページ」というのが、複数回答なんですけれども一番多かったんですね。やはり皆さんこちらにいらっしゃるには、その町のホームページなりを見て、情報収集をしていらっしゃると思います。そういった中で、白石川堤一目千本桜はやはり統一したものを、大河原町から歩くコース、船岡から歩くコース、そういったものを一体でホームページに上げる、どちらからでも見られるようなものをつくっていくと、例えば皆さんどこかにお出かけするときにも情報を収集しますよね。こういったコースがいいかとか、ここを見たいな、あそこを見たいなというときにはそういったものも活用されて、行きます。特にスマホの利用率というのは結構高い数値になっておりますので、そういった情報の出し方というのも一つありなのかなと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

さらに、今回桜が終わりまして、5月半ばぐらいだったんですけども、ちょうど緑のいい季節だからということで、自宅から千桜橋から千桜公園、そして大河原町のほうに向かって歩いたんですけども、とても緑がきれいでした。今の時期、すごくあでやかな新緑があって、桜の時期は終わったかもしれないけれども緑、例えば千桜橋から見る緑なんていうのもすばらしい景色で、まだ蔵王にも雪が残っていて、それを見るというのも非常にビューポイントになるのかなと思いました。例えば白石川堤一目千本桜の四季、春、夏、秋、冬を特集して、PRしてもいいのかなと。よく桜だけと言われますけれども、そういった新緑の時期、秋の時期、冬の時期というのもまた一つの名物というか、目玉になるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 実は今年度の東北観光復興交付金の事業の中で、やはり桜だけではなく四季折々の、一目千本桜ももちろんなんですけれども、船岡城址公園等のイベント、そういったものも組み込みながら、プロモーション用のビデオ、動画みたいなものがない

かということで今進めておりますので、その一つの中に、ちょっと遅くなってしまったんですけども新緑というものも、これからではちょっと無理だと思うんですけども、新たな景観ということで考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） よく桜だけと言われる、桜だけの時期と言われるんですけども、本当にすごく青空、天気がいい日に行ったということもあるんですけども、写真を撮っても緑がすごく映えて、結構歩いている方もいらっしゃって、森林浴というかそんな感じでいらっしゃっている方も結構いらっしゃいました。そういった意味では、四季折々の桜、東北観光復興交付金の事業の中にも入っておりますので、これはぜひ、期間を限定してではないんですけども、写真を撮って、こういう時期もすばらしいですよというのをPRしていくのも一つだと思います。

さらにもう一つ、ブランド化事業、一体化ということで、大河原町と柴田町で桜大使、PR大使、以前観光大使とあって、これからまだまだあれですと言われたんですけども、大河原町と柴田町から桜のPRをする大使、やはり町長たちが一生懸命頑張っても、男性なので、そこは男女ということではないんですけども、1年をかけて白石川堤一目千本桜を両町でPRをする、桜大使という名前に勝手にしてしまいましたけれども、そういったことも考えられると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 桜大使の提案、いい提案だと思います。大河原町と柴田町、両町でそういった方がいれば、大使に任命していくというのも一つのPRの方法かと思っておりますので、考えさせていただきたいと思っております。ただ、具体的にじゃあ誰かという話にちょっとなるわけなんですけれども、例えば乃木坂46の久保史緒里さんという宮城県出身の方がいるんですけども、その子が今回菓匠三全の宣伝の関係で、船岡城址公園のスロープカー、あるいは大河原町であれば屋形船ですか、そういったものに乗って撮影をしているというようなこともありますので、いろいろな人がそういったことでこれから出てくるかと思っておりますので、本当に柴田町と大河原町の一目千本桜をPRしてくれるような方がいれば、大いにいろんな人を使いながらPRしていきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 誰を選ぶという選考方法もあると思うので、大変だと思うんですけども、例えば、だめだと言われることを前提でちょっと考えていたんですけども、町のイメ

ージキャラクターのはなみちちゃんとさくらっきーをメインキャラクターでPRしてもいいのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 当然さくらっきーとはなみちちゃんはそれぞれ町のゆるキャラにもなっていますので、PRキャラクターとしても活躍していただくように考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 交付金を使って、いろんなことをしているわけです。できるだけこの柴田町、そして大河原町に多くの観光客の方が来ていただけるような算段をとりながら、桜だけではない美しい花々を眺めていただきながらお越しいただけるような対策、来年に向けた対策をとっていただきたいと思います。

それでは、2問目に移ります。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） それでは、午後の部に行きたいと思います。

第10次柴田町交通安全計画の中で、「効果的な交通規制の推進」ということで、「交通渋滞を避け、通り抜け車両が集中する裏通りや通学路などについては、交通規制の見直しや交通安全施設の整備による通過交通の抑制、歩行者と車道を分離するなどの交通事故防止対策を推進する」とあります。では、実際どのような対策をとられているのでしょうか。伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 実際、規制については大河原警察署、公安委員会のほうの権限となっております、規制要望については町が行っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 例えば道路等にこういった施設をつくりましたとか、そういったものは何かありますでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間雅博君） 具体には、済みません、把握しておりません。
- 議長（高橋たい子君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） 例えばゾーン30がありますが、町内でどの場所に設置されているのか伺います。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） ゾーン30でございますけれども、平成28年と平成29年に指定されているんですが、槻木駅西二丁目の一部、それから槻木駅西三丁目の一部ですね、区間内を時速30キロメートル以内にするという速度制限を設けているということです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） 槻木駅西二丁目、三丁目、毎年のように設置されているわけですが、駅西になった理由というのはあるのでしょうか。伺います。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 学校の近くで、当然区画整理された、整地された土地ということで、完全に生活している人の場の中心ということで、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保していくということで、そのゾーン内だけは最高速度30キロメートル以内にしていて、速度の抑制をするとともに、いわゆる通り抜け等ができないようなことで車両の抑制をしていくということで、安全対策を図っているということです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） 今後このゾーン30、町内でも例えば船岡新栄地区とか、先ほどありましたよね、学校周辺、あとは児童遊園などや公共施設、病院等々、子どもが利用する施設を含む区域内においても、各都道府県、警察においてゾーン30の新たな整備をするということで、ゾーン30の推進状況について交通局交通規制課から平成29年12月7日に出されております。そういった意味で、町内でも例えば今申したとおり船岡新栄地区あたり、船岡中学校の近くといったところにゾーン30の設置をしてはいかがでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 当然警察と協議しながらということになるでしょうけれども、基本的には学校があって、道路1本を隔てて隣の部分が住宅地といいますか、槻木駅西を想像してもらいたいんですけども、槻木小学校があって、西側が完全に区画整理地でもって整地された住宅地がどんと連なっていくという条件を考えれば、いわゆる小学校で言うところの

通学路の部分を現在どこのまちも指定されていると。新栄地区そのものを見れば、当然警察と協議してあって、あちら側からの問い合わせの部分が多いんですけども、新栄地区も、あるいは病院の近くとか、議員が言われたとおり可能性については探っていきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） このゾーン30を設置することで抜け道としての利用価値がなくなるといことで、効果的に交通量が減るとされています。整備前と整備後での効果は、警察庁の交通局が出している資料によると全体的に事故の件数は減っている、効果があるということですので、町内も結構住宅街、取り組みの中で公共施設や病院、特に公園の周り、子どもたちが多くいるようなところなんかは、できればゾーン30を、区画で決めますのでなかなか設置というのは難しいことでしょうけれども、ぜひそういう意味で進めていっていただきたいと思います。

それでは、自転車に関する件で伺います。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、自転車に関する事故は年々減っていきまして、自転車対歩行者は平成17年度以降はないということ、ある一定の成果が出ているのかなと思います。ただ、自転車の事故に関しては平成29年に12件あったということですけども、実際この12件はどのような内容だったのか、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 済みません、内容の詳細までは存じ上げておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 交通事故が多発している地域が多分あると思いますので、ぜひ調査をしていただいて、事故が起きないような対策というのをとっていただきたいと思います。この交通安全計画の中でも、地区住民の意見を取り入れたという部分もございますので、事故が多いところ、ぜひ調査研究をしていただいて、どういった事故を起こしているかなど実態を把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 交通安全の取り組みということで、例年、安全協会等の方々が街頭キャンペーン等々を進めているわけでなんですけれども、今後そういったところを通じまして、調査していきたいと思うところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） それでは、同じく第10次柴田町交通安全計画について、「自転車利用

のマナーの向上の推進」とあります。先ほどご答弁いただきましたとおり、幼稚園、保育園に行っている未就学児、そして小学生、中学生、高校生、大学生、年代別にさまざまな交通指導、安全指導を行っているということですが、今回1つ提案したいのが、やはり自転車のルール啓発が多分、私もそうなんですけれども、自転車に乗っていて、本当にちゃんとルールどおり走れているのかというのは非常に心配なところではあります。特に小さい子どもさんに関しては、自転車に乗り始めるころの教育が一番大事だと思います。それに関しては、子どもから大人まで交通ルールを学ぶ例えばイベントのようなものを開催してはいかがかなと思いましたが、ぜひ交通ルールを学ぶイベントの開催を検討してはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 出前講座等の中でも自転車の安全運行ということでの話をさせていただいておりますので、イベントについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） やはり子どもたちだけではなくて、その保護者の方と子どもたちと一緒に交通ルールを学ぶという場は非常に大切だと思います。交通指導隊の方や警察、関連する方々が小学校、中学校などに行って交通安全指導を行っているということですが、年1回ではやはり、私も町なかで子どもたちを見ていると、非常に自転車の乗り方は怖いです。そういった意味でも、大人と一緒に学ぶ場を設けることが非常に大切だと思います。仙台市で4月28日、「自転車まつり2018」というのを勾当台公園で開催されておりました。親子で学ぶ交通ルールや自転車の乗り方の教室、あとは交通安全クイズ、そして自分の顔写真をプリントした子ども免許証などを発行するというイベントが行われておりました。こういったイベントを行うことで、一番やはり保護者の方が子どもに教える、ルールを守る、本当に今ルールが改正されて、子どもたちがいつ加害者になってもおかしくない状況です。そういった意味で、親子で学ぶ交通安全ルール、自転車まつりなんていうのをぜひ開催してはいかがでしょうか。もう一回聞きます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今いろいろと仙台市の事例を含めまして情報をいただいたところがございますので、イベントについてはそういった情報を考慮しまして、考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 今、国では自転車活用推進法というのが平成29年5月1日から施行さ

れております。それに伴いまして、自転車活用推進計画というのが出されております。これは自転車に関するさまざまなことを、これから自転車を活用していきましょうということですので、そういったものも含めて、今後この柴田町で自転車の事故がないような、そして子どもたちが、大人も含めルールを守って、自転車に乗るマナーを教えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて9番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次の一般質問に入る前に、専決処分の報告の説明について訂正の申し出がありますので、これを許します。最初に、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 先ほど説明させていただきました報告第4号専決処分の報告で、詳細説明の中の121ページの基金積立金で、介護給付費準備基金残高を1億3,205万3,528円と説明いたしましたが、正しくは1億3,250万3,528円となります。訂正して、おわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 続いて、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 報告第5号、後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明の際に誤りがありました。130ページの歳入で、1款1項の後期高齢者医療保険料について、現年度分保険料及び滞納繰越分の保険料というふうに説明いたしましたが、現年度分の保険料のみとなっております。訂正して、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（高橋たい子君） 次に、15番舟山彰君、質問席において質問してください。

〔15番 舟山 彰君 登壇〕

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。3問質問いたします。

1 問目、町内の病院の実情はいかに。

町内で長く開業していた診療所が休止したため、患者が医療機関をかえざるを得ず、苦勞したという話を聞いた。

そこで、現在の町内の病院の実情について伺う。

1) 内科、外科、産婦人科、小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科など、それぞれの件数、込み具合は。また、町としては、現在、医療機関の数が足りていると思うか。

2) 町民の中には、眼科などは周辺市町の病院を利用しているケースがあるが、町は大体その実情をつかんでいるか。

3) みやぎ県南中核病院との連携の実情について、開業医からの紹介、みやぎ県南中核病院

での診察や治療、開業医への報告や患者の逆紹介など、現在はどのような状況になっているのか。また、患者からの意見、要望、苦情はいかに。

2 問目、特別の教科 道徳（道徳科）への対応はいかに。

新学習指導要領への移行に先立ち、小学校では4月から完全実施となった「特別の教科 道徳」（道徳科）。これまでは、教科でない扱いで週に1時間の「道徳の時間」を設けてきたが、今後は、新たに検定済教科書が児童に配られ、成長の様子を評価して記録に残すこととなった。そこで伺う。

1) 日本教育新聞社が、平成29年に市区町村の教育長を対象に行った抽出調査では、「市町村教育委員会として評価に関する考え方を示している」と答えた割合は約3割、「都道府県の教育委員会が示した考え方を伝達している（伝達する予定）」が約7割であった。柴田町教育委員会としての対応はいかに。

2) 評価に関わる教師の視点はそれぞれ違うと思われるが、教育委員会として事前の対策、それから4月からの対策はどうしているのか。

3) 学年ごとに評価方法を変える必要があるのではないか。福島県郡山市では、作文などで把握するとあったが、ただし、1年生の中には作文を書くのが困難な子どももいるという。そこで、他の方法も考えるらしいが、柴田町としてはどうするのか。

4) 中学校の「道徳科」は、来年4月から完全実施となる。それについての今からの対策はいかに。

3 問目、2045年を見越した町政を。

日本の人口動態についての調査は多いが、平成30年3月の国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年時点で、柴田町は現在約3万9,000人ある人口が約3万1,000人に減るとの推計だった。

そこで伺う。

1) 平成29年度3月会議の一般質問で、同僚議員からコンパクトシティ構想についての質問があったが、現在の町の構想は今の人口規模に合わせたものなのか、少し先を見た構想なのか。

2) 大沼通線東側の水田地帯など、町内で新しい区画整理の計画はないのか。また、それらを中心とした新振興計画はあるか。

3) 白石市は、人口が減ってきているので、その対策として空き家を利用した移住者向けの相談センターと宿泊体験施設を作ったというニュースがあった。町長はよく「柴田町のほうが人口がふえた」とか「人口減少比率は柴田町は低い」と言っているが、本当に柴田町もこのま

までいいのか。

4) 町の総合計画は8年間、柴田町としての人口ビジョンもあるし、一応財政シミュレーションもある。また、各課の計画もあるし、町の定員適正化計画もある。そして、それらはまず、現状に対応し、そこから少しずつ先を見た計画と言える。

私が思うに、2045年というと、あと27年後であり、そこまで見越すというのは、執行部としては無理かもしれない。しかし、人口が8,000人減っていくということは、税収が減り、財源がさらに苦しくなる。半面、行政サービスの需要も減る。そういったことを考慮して、これから公共施設等総合管理計画の個別施設計画や町の定員適正化計画も立てる必要があると思う。現実への対応も大事だが、もっとこの先の見通しも重視し、町民にその方向性を示し、各種計画ももっと厳しいものにすべきではないか。それが町民への執行部と我々議員の責任であると思うが、いかに。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長、3問目、町長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱1問目の町内の病院の実情について3点ほどございました。お答えをいたします。

それぞれの質問にお答えする前に、医療提供体制についての概要をお話ししておきます。

地域の医療提供体制につきましては、県が医療法に基づき地域の実情に応じて地域医療計画を定めるものとされております。その中には、一般的な疾病や外傷に対して外来診療による治療を受けるための一次医療圏がおおむね市町村単位とされ、一般的入院医療サービスを提供する二次医療圏は複数の市町村を単位として、柴田町は仙南医療圏となっております。

医療提供に関する役割分担として、開設の届け出などは県の事務であり、町の事務は休日や夜間の初期救急医療提供体制を整えることなどとなっております。そうした前提でお話をさせていただきます。

1点目、町内の医療機関については、この3年間で開院が1カ所、閉院が1カ所ありました。現在は病院が2カ所、医療診療所が18カ所、歯科診療所が14カ所となっており、医療機関数としての変化はありません。診療科別では内科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、小児科、眼科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、精神科があり、一次医療のほぼ全ての診療科目をカバーできております。

各医療機関の受診状況については、町内及び周辺市町の利用状況ともに報告が必要なもので

はないので、町では把握できません。

柴田町は、仙南医療圏域の中では医療機関数が多く、二次医療を担うみやぎ県南中核病院、公立刈田総合病院も近くにあり、現在のところ医療機関は不足していないと認識しております。

1点目と2点目は一緒にお答えさせていただきました。

3点目、みやぎ県南中核病院は、地域医療支援病院としての機能を持つほか、仙南の急性期医療の拠点として地域救命救急センター、また仙南で唯一の地域がん診療連携拠点病院にも指定されております。

みやぎ県南中核病院の診療については、地域の医療機関を支える役割を担っているため、基本的に地域のかかりつけ医から紹介を受け、状況が落ちついたらかかりつけ医に逆紹介する仕組みとなっております。そのため、来院する患者のほとんどが紹介、逆紹介を受けております。

病院の地域医療連携室を経由した平成29年度の紹介者数は1万4,331件で、そのうち柴田町民は3,041件となっております。また、病院との連携登録医師は医科、歯科合わせて296名となっております。そのうち、柴田町の医師は43名となっております。

病院に関する意見等につきましては、昨年度は町に対し2件寄せられていますが、いずれも内容を病院に伝えております。病院にも、意見・苦情の受け付け窓口があり、院内にある意見箱に寄せられたものについては院内で検討し、回答を掲示するなど対応しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 舟山彰議員の大綱2問目、特別の教科 道徳への対応についてお答えします。

初めに、特別の教科 道徳は、舟山議員もご承知のように平成27年3月に学校教育法施行規則の一部が改正され、それまで行われておりました道徳の授業が特別の教科 道徳として位置づけられたもので、これまでの指導方法とは別の指導方法で授業を行うというものではなく、道徳性を育むことに効果的であったこれまでの道徳の授業の指導方法などを生かしていくものであるということを確認させていただき、ご質問の4点にお答えします。

1点目、道徳科の教科に関する対応についてです。

特別の教科 道徳の評価は、数値ではなく記述式とすること、また他の児童と比較するのではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受けとめて励ましてあげる個人内評価とすること

が基本となっております。

柴田町教育委員会としましては、文部科学省や宮城県教育委員会からの資料や情報を町内の各小中学校に提供し、県の教育委員会が示した特別の教科 道徳の評価に関する考え方などについて共通理解を図ってきております。また、町内の各小学校では通信表に学期ごとに特別の教科 道徳の時間における児童の道徳的成長について記述することとなっておりますので、その取り組みについても情報交換しながら、工夫を積み重ねてまいります。

2点目は、評価に関する事前の対策についてです。

昨年8月、町教育委員会が主催し、文部科学省学習指導要領解説道徳編の作成委員を務められた大学教授の方を講師としてお招きし、町内の小中学校の先生方を対象に「道徳教育の展開と評価」と題して講演会を開催しました。特別の教科 道徳の授業づくりのポイントや評価に関する基本的な考え方について、最先端のお話に触れることができました。参加した町内の先生方からは、「特別の教科 道徳の授業は、1つの答えがあるとは限らない課題について議論を交わし、合意形成を図っていく時間であることを再確認しました」という感想や、「児童が真剣に考えたことや発言を認めて、伝えてあげる工夫が大切になると感じました」という感想をいただきました。これらの感想に挙げられた視点を大切にして、現在、各小学校において道徳推進教師が中心となって特別の教科 道徳の評価の妥当性や信頼性を高めるよう研さんを積んでいるところです。

3点目は、評価の方法についてです。

特別の教科 道徳の評価は、特別の教科 道徳の時間における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として丁寧に見取り、成長を認め、励ますことが大切となります。

評価の方法としましては、学年ごとに変えるのではなく、どの学年においても授業中での発話などのメモや質問に対する回答及びノートへの自分の考えの記述や作文などを蓄積して、児童の成長の様子をある程度の期間で見取り、継続的に成長の変化を把握し、次の指導に生かすことが大切であると考えております。

4点目は、中学校の実施に向けた対策についてです。

中学校の道徳推進教師が学区内の小学校の道徳推進教師と連携して、今年度小学校で実施した指導方法や評価に関する工夫点などについて情報交換を密にすることができるよう努めてまいります。中学校が学区内の小学校と連携して、小学校における実践の成果と課題を踏まえて次年度に向けて取り組むことで、道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすことや、特別の教科 道徳の評価の妥当性や信頼性を高めることができるようになるものと考え

ております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 3問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱3点目、2045年を見越した町政をについて、4点ございました。お答えをしてみます。

第1点目、平成26年度に策定した第5次柴田町総合計画後期基本計画では、生活環境の整備や産業振興を初めとする地域活性化など、さまざまな施策を展開することで、人口減少に歯止めをかけ、平成30年の将来人口を3万8,500人としておりました。また、平成27年度には「柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、雇用創造プロジェクト、交流・移住推進プロジェクト、子育て世代応援プロジェクト、暮らしを支える基盤づくりプロジェクトの4つの戦略を定め、人口減少を抑制する対策に取り組んでおります。

さらに、この総合戦略の基礎資料として策定した柴田町人口ビジョンでは、平成25年3月に示された国立社会保障・人口問題研究所の推計で、2040年には3万1,767人、2060年には2万4,875人まで減少すると見込まれたことから、この数値が現実とならないよう、人口減少を抑制する政策を実施することで、将来人口の目標値を2040年に3万4,000人、2060年には3万人としたところでございます。

2点目、大沼通線東側の水田の開発です。

現段階で地元から具体的な区画整理の要望がありませんので、新しい区画整理の予定はございません。したがって、附随する振興計画もございません。

3点目、柴田町の人口減少比率は低いと言っているがと、云々でございます。

白石市は、平成24年12月の人口が3万48人、平成29年12月は3万4,718人と、過去5年間で2,330人の人口減となっております。一方、柴田町は平成24年12月の人口が3万8,725人、平成29年12月の人口が3万8,012人と過去5カ年間で713人の人口減となっており、白石市の人口減少比率は柴田町より深刻なものとなっております。そのため、白石市ではことし5月から移住・定住希望者の相談や移住・定住に関する情報発信を行う移住交流サポートセンターの運営を開始し、また7月からはお試し住宅の運営も開始するとのことです。

白石市企業立地定住促進課に確認をしましたところ、5月に開設した移住交流サポートセンターの運営開始後3週間の相談実績は残念ながらゼロということです。また、白石市では市内に住宅を新築もしくは中古住宅を取得し、転入された方へ30万円を補助する白石市定住者補助

金制度を実施しており、平成27年度33件、平成28年度28件、平成29年度25件、3カ年度合計で86件の補助実績があったとのことですが、現実的には転入と転出の社会増減は平成27年は262人、平成28年は118人、平成29年は205人の人口減となっており、3年間で585人の転出超過の状態が続いておりますので、こうした対策は抜本的な人口減少対策にはなり得ないのではないかとこのように思っております。

やはり本町としては、「花のまち柴田」のブランド化やシティプロモーション、インバウンドなどによる観光まちづくり、魅力ある公共施設の整備等を通じて、国内外から人を呼び込み、新しい人の流れをつくり、つながり人口を拡大していく中で新たなビジネスを起こして、人口減少の抑制を図っていきたくと考えております。

4点目、この先の見通しでございますが、一般的に誰しも人口が減ればそれに伴い税収が減るとこのように思いがちですが、これは誤りです。誤りというのは変だな。一部ですね。現実に財政を運営している私からすると、人口が減ったからといって必ずしも税収が減るとこのように結びつくことではないと、そういう経験をしております。例えば柴田町の人口が3万9,317人と過去最高だった平成16年度の税収、過去最高の人がいたとき、41億8,800万円、歳入決算額は115億2,600万円となっております。これは事実です。その14年後、平成29年の人口は今3万7,891人で、税収は43億7,000万円、歳入決算額は121億4,700万円となっております。人口が14年間で1,426人減ったにもかかわらず、逆に町税収入で1億8,100万円の増、歳入決算で6億2,100万円の増となっております。これには理由があるんです。その理由は、景気の動向の影響、国の経済対策、税制改正等が行われたことによるものです。このように、将来の税収の動向は景気や国の政策に大きく左右されますので、正確に見通すことは困難であります。このように、将来人口減少による税収減への不安、これはもちろんありますが、だからといって一概に悲観すべきものではないということを経験しております。

さらにもう一つ、8,000人の人口が減れば、行政サービスの対象者が減る分、量的に行政サービスも少なく済むと考えるのも余りにも短絡的というふうに思っております。なぜか。高齢化社会における人口減少は、確かに行政サービスの量的縮小をもたらすものの、それを上回る見守りや介護、健康づくり、生活支援などにおいて、新たな行政需要を呼び起こし、社会保障の増大をもたらしていくものというふうに思っております。

こうした財政状況や社会ニーズの変化の中で、柴田町が持続的に発展していくためにも、「まち・ひと・しごと総合戦略」において4つの戦略を定めたところですが、具体的には、安全で快適なリバブルシティの実現を目指し、計画的に総合体育館、図書館、給食センターを建

設し、都市の器を整備し、観光まちづくりやインバウンド政策によって町なかや地域集落に人を呼び込み、にぎわいをつくり、地域の自然、歴史や文化、特産品を活用した中で新たなビジネスを起こしていくことで未来を切り開いていく総合計画にしたいと考えております。日本全体の人口減少が避けられないと予測される中、柴田町だけが人口がふえるというのはもはや幻想に過ぎません。新たな総合計画のもとに、2045年の推計人口3万1,000人が現実の数字とならないよう、先導的な地方創生戦略プロジェクトを積極的に展開し、人口減少率の幅を少しでも小さくしてまいりたいというふうに思っております。このように、将来を見通し、柴田町の将来のあるべき姿について町民の皆さんにその方向性を示させていただきました。

なお、舟山彰議員の「各種計画をもっと厳しいものにすべき」という質問ですが、具体的に各種計画がいっぱいあり過ぎて、どの計画に答えればいいのか、ちょっとみんなで迷ったところがございます。また、「もっと厳しい」というのは抽象的過ぎまして、イメージが湧かないので、今回は総合計画を例に回答をさせていただいたところがございます。

3点目の人口の中で、白石市の人口を「3万7,048人」を「3万48人」というふうに読んでしまいました。3万7,048人が、平成29年12月には3万4,718人と、2,330人減ったということでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 舟山彰君、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 1問目の町内の病院のことで、県が医療計画を立てるとか、それは私もわかっていました。

それから、私が挙げた科などは一通りあると。町としては大体足りているんじゃないかという認識のようですが、私の知り合いの町民の方とか、特に高齢者の方なんかから聞いて、一つには泌尿器科が、高齢者が多くなったということもあるし、介護施設から職員に連れられて泌尿器科に通う人なんかが多くて、かなり泌尿器科が混んでいるというようなことを聞いたんですが、町としては科ごとの数は足りているという認識かもしれませんが、その混みぐあいは町は把握できないというような答弁でしたけれども、そういう意味で足りていると思っておりますかね。そこをもう一度聞きたいんですけれども、内科とか外科とか科としての数は足りているという認識でしょうけれども、泌尿器科とかの混みぐあいから本当ならもう一つ泌尿器科があったらいいなとか、担当課としてどう思うかお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 申しわけありません、通告書の中の「込みぐあい」というののこの漢字は、受診する人ということじゃなくて、混雑しているの「混みぐあい」の漢字を書けばよろ

しいんですか。これは間違いの字ですか。確認させてください。「込み」はさんずいのほうですよね。今の再質問を聞いていますと、混雑しているかという状況を聞くということですね。

(「はい」の声あり)

答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町内の医療機関の混みぐあいというふうなことだったんですが、診療科目に関してはほとんどあるということで、町長答弁のとおりでございます。泌尿器科を例に出して今お話がちょっとあったんですけども、泌尿器科は町内には1カ所しかありませんが、ドクターが複数いらっしゃいます。ことしの4月から医師が1名増員になっていますので、建物の数としては1つかもしれないんですけども、お医者さんの数がふえましたので、機能的にもう少し動くのではないかなというふうには思っております。

あとは、それぞれのいろんな標榜の科はあるかと思うんですが、少子化、そういったこともあって、なかなか科が複数にならないものもございますので、そこはいたし方ない状況かなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 町内には小児科の専門の病院ないしは専門の先生というのはいらっしゃるんですか。小児科ということで。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 小児科は1カ所、専門の先生がでございます。その小児科の先生のところで、気になるお子さん、入院が必要なお子さんの場合には中核病院ないし大学病院のほうに紹介ということで、流れはスムーズにできております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 先ほどの答弁は1)と2)が一緒ということだったんですが、私が2)でお聞きしたかったのは、例えば大河原町の眼科とか外科によく柴田町の町民の方がいらしていると聞いたことがあるんですが、中核病院にバスを出してくれなんていう要望はよく我々にも来ますけれども、眼科とか外科とかほかの病院に行っている方から交通費の補助をしてほしいとか、そういう要望というのは担当課のほうに来ているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 病院までの交通手段や交通費についての要望は、健康推進課のほうにはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 町内にいろんな科があつて、足りているという認識だと言いますが、お医者さんの平均年齢とかというのは町として把握されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先生方の平均年齢は、町のほうでは出しておりませんので、わからない状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 私が一番最初に書いた「町内で長く開業していた診療所」というのは内科で、たまたま私の家から近いところで、おじいちゃんが始めて、息子さんが別ところでやっていたのが、今度その先生がぐあいが悪くなって、お孫さんですね、大学のほうにいて、どうしてもそっちのほうをやめられないというようなことで、こちらの病院をまず一時休止というような形に、完全な閉院ということではなかったらしいんですが、そういう意味で、なぜ私が今お医者さんの平均年齢を聞いたかということ、県が各市町村の実情などを調べて医療計画というのを決めて、一次とか二次のいろんな計画を立てるんでしょうが、そのように町としても少しはお医者さんの実情などから、年齢的なことぐらいは把握していてもいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） お医者さんの個々人の年齢については、外にはお出しませんが、町のほうでは把握はしております。ただ、平均としては出したことがないという意味でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 私がこの一般質問を通告するとき、最初に柴田町医師会というふうに書いたら、議会事務局のほうから医師会というのはないということだったんです。柴田郡医師会かな。よく町の9月の決算なんかのときに、柴田町医師団の協力でこういう事業をやったとかというふうに書いてありますよね。柴田町医師団ということでは、代表者がいて、ふだん町といろいろ連絡をとっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田郡医師会のほうは、法人格を有してしまして、いろんな委託契約に関して柴田郡4町のお医者さんたちが取りまとめをして、郡医師会とそれぞれの町が契約を結ぶということで、郡医師会は独立しております。

柴田町の医師団という組織なんですけれども、柴田町の保健事業等にご協力してくださる方

は、柴田郡医師会の会員の中で柴田町で開業されている方というのが柴田町医師団の先生方というふうに思っていたらいいかなというふうに思うんですが、柴田町の医師団の先生方は町の予防接種や乳幼児健診、その他健康教室等で、こちらのほうで依頼しますとどなたが出てくださるかということで、そういった調整は柴田町医師団の団長先生がしていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） そうすると、柴田町の担当課としては町内のお医者さんと何かいろいろ話し合いをする場というのはどうなんですか。柴田郡医師会の中のいろいろ協力していただける町内の医師の人たちということなんですか。医師団じゃなくて。会合というか、そういうことはないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 年間事業で、保健事業の打ち合わせであったり、特定健診の打ち合わせであったり、予防接種というふうなことで、内容ごとに会議は年に1回ないし2回開いております。そのほかに、柴田町医師団の先生方、役員が5名ほどいらっしゃるんですけども、その先生は毎月、役場の会場をお貸ししているんですけども、役員会を開いております。その中で町のほうで何か要望があればということで、毎月のように、短い時間ですけども打ち合わせを行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） みやぎ県南中核病院へ町には2件だけ要望や苦情があったのを伝えましたということだったんですが、この前、町民の方が初めてみやぎ県南中核病院を利用したということで、地元の先生から紹介状をもらって予約番号をとってもらっていたと。8時半ということで行って、診察は大体先生方は9時からということだったんですけども、初めてということもあって、採血とか最初にいろんな検査を受けて、11時ごろその結果が出て、先生の診察を受けて、薬とかをもらって、病院を出てきたのは12時半だと。この町民の方は、みやぎ県南中核病院は幾ら予約制でも混むときは混むだろうとは思っていたけれども、こんなに時間がかかるものかなと思ったそうなんです。こういう苦情というのは、町のほうには来ていないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町のほうに寄せられた苦情は2件ということで町長が答弁したんですが、そちらの内容は待ち時間とスタッフの態度というふうなことでの2件でした。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） 大きな2問目に入りますけれども、道徳科になるときに教育委員会としてどういうあれだったかということで、教育長から答弁いただきましたけれども、教育長の答弁でいくと、県のを伝達したという、そういう理解でよろしいのか。もう一回確認したいんですけれども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 今回の道徳の評価について、宮城県教育委員会でも教師向けにいろいろな資料等を提示されております。ですから、そういうリーフレットなり資料なり通知を教育委員会としても学校のほうに出して、教師の皆さんが共通認識を持って当たっていただけるようにしております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） 対策というようなことでは、去年8月に大学の先生を招いていろんな講演を受けたということですが、実際に始めてみて現場の先生方に戸惑いというものはないんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君） 先生方は、もう数年前からある意味でこの情報については触れておりますので、そのときに行っていた道徳の時間ですね、その指導法なり評価のあり方なりということをベースにして取り組むということで、大きな心配というのは聞いてございません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） あと、道徳推進教員というのは、国がそういう制度を設けて、柴田町でもそういう専従の教員にしているのかお聞きしたいんですけれども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 各小中学校のほうに、道徳教育推進教師ということで必ず1人おります。ですので、その先生を対象とした研修会も継続的に行っている状況です。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） その教員の方は、いわゆる専従ということで、ほかの教科を兼ねているわけではないということですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君） ほかの教科も兼ねてございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） あと、たまたま私この日本教育新聞というのが送られてきて、いろいろ書いてあった中で、学習指導要領に個性の伸長に関する目標というのが書かれてあると。小学校でも低学年と高学年では違うというふうになると。そうすると、この道徳の評価というものも少しずつやっぱり違ってくるのではないかというようなこともこの新聞に書かれていたんですけども、その点ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 確かに議員お話しのとおり、難しさという点では、やっぱり道徳というのは人が歩むべき道、それから持つべき徳が何なのかというようなところについて、子どもたちなりにある事象を通して考えていく、そのことを評価するということなので、難しさは伴います。ただ、子どもたちの反応、それから作文、それからノート等のメモを集約、蓄積することによって、ある程度の期間にわたって子どもたちの変容を見取っていくというようなところで、対処してもらっているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 答弁の中で、評価のことが記述式とか、ほかの人と比較するのではなくというようなことがあったんですけども、実際どういう評価というか、1、2、3とかA、B、Cとかじゃなくて記述式ですか。ちょっとそこを確認したいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 数値とかA、B、Cというのではなくて、ある事象に対するその子なりの見方がどのように変化したのかというようなところを見て取るということでございます。それを記録していくと。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 例えばこの評価という時点で、小学校の各クラスの担任と先ほど出た道徳推進教員と一緒にやるとか、そういうふうになるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 評価については、やはり授業をした担任個々がメインになってきます。いろいろ評価する段階で、心配やわからない点等があったときには道徳推進教師に相談したりというような形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） それでは、大きな3問目に行きますが、コンパクトシティ構想という有名なのは青森市ですね。除雪などの効率を考えて、高齢者の方なんかになるべくまちに集ま

ってもら、中心部への集約化というのを考えていたと。ところが、なかなかそれがうまくいかないこの前テレビでやっていました。それで、今青森市は中心部と周辺の拠点地区というような考え方にしつつあるというようなことをテレビで言われていたんですが、柴田町も中心部と周辺の拠点地区という、そういった考え方というのはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 総合計画の中で示しているコンパクトシティ、船岡駅周辺、槻木駅周辺、北船岡周辺、船岡新栄周辺、この4つの拠点を中心部エリアとして考えまして、あとは農村部との連携を図りながら、まちづくりを考えていくという面では共通したところがあるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 2）で、地元からの要望が出てきていないから新しい区画整理事業計画はないと。それに基づいた新振興計画もないというような答弁だったんですが、いろいろ国の補助金を使って館山とその周辺の整備が進んで、賞も受賞したということなんですが、中心部の活性化に直接つながるといような計画というのはないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） それは古い考え方なんです。都市を開発するとき、面的整備をして住宅を建てて住民を集めるということは高度経済成長時代のお話で、今は面的に整備をして人が集まる時代ではないというふうに考えているところでございます。今、人口が伸びているところ、減っているところ、よくよく分析してみますと、昔は工場が来たから発展して人口がふえた時代もありましたが、今人口がふえているのは仙台都市圏、それから内陸部ではやっぱり生活が便利な都市、それから消費環境が豊かな都市、そして教育が高く、スポーツ、文化、そういうの活発なところに人が集まってきているということでございます。こういうものは地道にやっついていかないといけないというふうに思っております。ですから、画期的に面的整備したから都市が発展する時代ではないということをご理解いただきたい。地道にやっついていかなければならない。ただし、柴田町はまだ器整備の中で総合体育館、図書館、給食センターを新築すると、これを計画的にやっついていく中で、やっぱり安全で快適な都市基盤ですね、器づくりをきちんとやっついて、その器の上に教育、文化、スポーツ、そういうものが活発にできるような環境をつくっていくことがこれからの町の発展だというふうに考えております。コンパクトシティも、将来の都市づくりの理念としてはそういうことも含まれているのではないかなというふうに思っております。この土地区画整理事業、昔は補助金制度があったんですが、残念ながら

かなか、区画整理をして役所の公共施設を張りつけて、そして清算するというのは、その当時でも難しかったんですね。ですから、今は公共施設を次々建てられるわけではございません。ですから、今回の質問の中で、先ほど疑問も呈しましたがけれども、一方で総合計画を厳しくしなさいと、公共施設管理計画を厳しくしなさいという提案をしておいて、一方で開発しろと言われると、私もアクセルを踏んでいいのかブレーキを踏んでいいのかよくわからないというのが実情なので、やっぱり方向性を決めて、これからは厳しくすると、次の質問に出てくると思うんですが、一貫性がないと、あっちに行っただけには批判され、左に行っただけにはまた批判されでは困りますので、一貫性を持って今回この2045年を見越した町政について質問していただけると答えやすいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 私は以前総務常任委員会に所属していて、その視察を去年ですか、それに基づいて島根県の移住対策のことを質問しましたがけれども、町長はそのとき、いわゆる過疎債など財源の問題があると。島根県の場合はそういう過疎債などを使えると。柴田町は残念ながらそういう財源がないと。また、ほかの総務常任委員会のメンバーも空き家バンクの活用とか、そういうことがかなり頭の中にあるんですが、それについても町長は地元の不動産屋で対応できるというような答弁だったと思います。しかし、このままいくと、いつの間にかほかの自治体の対策よりも柴田町がおくれて、じり貧になるんじゃないかと。今町長は片方で厳しくしろ、片方で新しい計画をつくれ、どっちかにしろ、方針を決めろというような言い方をしましたけれども、まず私は、心配症かもしれませんが、2045年というと27年後ではありますけれども、今の町長の考え方で本当に大丈夫なんでしょうか。町民もいろいろ頑張っているというのはわかりますけれども、私はどうしても危機感が強いものですから、改めてもう一度今の、移住対策とか空き家バンクのこと、本当に今の姿勢でいいのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 舟山議員の心配は、根拠のない心配だと私は受け取っております。先ほど言ったように、税収の問題ですね、一番は最終的には財源の問題なんです。財源の問題。これについても、先ほど説明しましたがけれども、人口が減ったら必ず町の税収が減るという短絡的なものではないというお話をしました。そういう事実を調べた上で質問してもらえると、感覚的に質問されても困るので、私どもは空き家バンクでじゃあ白石市はどうなったのかということをお伝えしたわけですね。確かに空き家バンクをやっていますけれども、現に5月はゼロ

でした。これが現実ですね。次から次へと、都市全体の魅力がなければ、何ぼ空き家バンクを提供したって来るはずがないというふうに思っております。ですから、都市の魅力を高める、教育、文化を高める、地道でありますけれどもそっちの政策をとらない限り、そっちのほうが私は将来心配だなというふうに思っております。人口の減り方が違いますからね。白石市は4万人いた時代があるんですから。それが今3万5,000人を切っている。柴田町は3万9,000人に行きましたけれども、今3万7,900人、3万8,000人を維持している。この差をやっぱりきちんと分析して、どこに問題点があったのか分析して心配するんだったら私は大変ありがたい提案だと思うんですが、単に感覚的に心配だけでは政策にならないというふうに思います。町民も納得しないというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 感覚的にというか、私は国立社会保障・人口問題研究所というのが、最近ではことしの3月、実際に新聞なんかで見たのは4月だったと思いますけれども、2年ぐらい前にも出したりしていて、そのときは2040年、今度は2045年ということだったんですが、ここに「日本の動態についての調査は多いが」というふうに書いてありますが、いろんな専門家の調査に基づいたこういう報告が、宮城県の柴田町が2045年だと3万1,000人になると。こういう予想が出て、各自治体が頑張ればそこに行かない、途中でとめることはもちろん可能でしょうけれども、私からするといろんな専門家がやると大体柴田町がこういうような3万1,000人、3万人というのは出てこないようではすけれども、そういうことで今回取り上げたわけですね。もちろん町長とか役場の職員、町民一般も頑張って、ここにならないように努力するということではすけれども、私は一つの客観的な予測としてこれを取り上げたということでございます。

それで、先ほどから単純に人口減が税収減にならないと、町の実績もそうだとすることでしたけれども、逆にいろいろ国の補助をもらって、町としての地方創生事業をやって、町の税収というのはどのくらいふえているのか、それを聞きたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） それでは、答弁書に記載されている平成16年度と平成29年度の税収につきましてお答えいたします。

1億8,000万円ほど税収がふえているというような答弁でしたけれども、内容としましては町民税につきましては個人、法人とも増加、それから固定資産税につきましては減少傾向にあります。それから、軽自動車税につきましては増加、それから町たばこ税についても増加して

おります。特に、町民税につきましては約2億円ぐらい増加しております。それから、固定資産税については1億円減少しております。その他の税目についても、数千万円ほどの増加傾向はあるんですけれども、これにつきましてはいろいろな税制改正とか税源移譲とかそういうのが絡んできますので、一概に人口の増減によって変化するものと変化しないものであろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 4）に町の総合計画は8年間ということで、今年度いろいろ策定のための準備ということで、まず町は町民アンケートをとったと全員協議会の中でも説明がありましたけれども、その町民アンケートの回答というんでしょうかね、町民の声というか意見の中に、「せっかく「花のまち」として整備しているが、活気がない」というのが一つあったんですね。それから、「観光に力を入れ過ぎて、その他のことが」ということで、この方は道路修理とか防護柵とか、最後まで書いていなかったみたいなんです、そっちのほうがちよっと少なくなっているんじゃないかというようなことを言いたかったんだと思います。それから、「福祉でなく観光に力を入れているが、それではだめだ」というようなこと。何か批判的なことを取り上げるようですが、実際そういう回答があったんですね。あと、「館山の自然環境が、いじり過ぎたことで壊れてしまった」という意見もあったんですね。ことしから私は都市計画審議会の委員の一人に選ばれて、4月でしたかね、1回目の会議のときに行政委員の方から「館山の自然に生えていた花とか木がなくなって、それが残念だった」というような意見も出ているんですね。そういう意味で、これはまちづくり政策課長になるんでしょうか、こういった町民のアンケートにおける意見というものも今後の総合計画を立てていく上でもっと反映すべきじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） まずは基本構想を立てるわけでございます。その基本構想を受けて、今度は基本計画ということで、より具体的に政策、施策ということで展開するようになります。そこで、こういったアンケートに寄せられた意見等を勘案しまして策定していくという流れになります。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） その案件ですね、何件中何件あったのか、反問で質問したいのはやまやまですが、しませんけどね。実際、現実もちろん批判的な人は批判するんですが、やっぱり正しい情報を議員の皆さんが聞かれたら答えてと何回もここでお願いしていますよね。間違っ

情報を伝えるのが議員の仕事ではないと思いますよ。確かにそういうアンケートはありますけれども、観光施設、これは先ほど答弁したように全て国のお金、地方創生でお金を使ってやっていると、舟山議員聞かれたときにお答えしているのかどうかね。本当に聞いてみたいと思います。今はしません。（「アンケートに基づいて聞いているんです。私が聞いたんじゃないですよ」の声あり）ですから、やっぱり人の受け売りではだめなんです。人がアンケート調査をしたら、自分で調べないと。じゃあ先ほど言った観光施設だけつくって、ほかの公共施設、生活環境はしていないみたいな、そういうアンケートがあったら、実際自分で町の予算をどこに使っているのか調べた上で、この意見は正しいと言うんだったら私も受けますけれども、議員ですからそこはやらないとだめですよ。やっぱり一般はわからないですから。公共施設、公共事業、学校を一番使っているんです。そういうところを調べた上で、やっぱり観光に力が入っているんだという質問だったら私も受けるんですが、もしそういう意見が来たら、一番使っているのは学校整備ですとはっきり答えられますので、単なる一意見をつないではだめなんです。調べないと。それが議員の仕事だというふうに思っております。自然環境の破壊、そういう質問があったら、じゃあ前の城址公園がどうだったか。私は小さいときからあの山、自分のおやじの職場なので、歩いていますけれども、やぶです、やぶ。そして、杉の木があったところの梅畑、どういうふうにしたか雑草が生え過ぎてしまって、下でじゅうたんで覆っていた、そういう時代なので、きれいになったから新しい花が咲き始まったんです。そうでないと、やぶです。だから、山頂に登っていってもらって、右の斜面を見ていただくとわかる。菊地さんの土地だったんですが、杉の木がある、あそこを見てもらえるとわかると思いますよ。やぶです。ですから、ある程度きれいになると自然の花が咲きます。でも、やっぱりお客さんを呼ぶためには効果を出せと、こういう話でありますので、いろんな花を植えて、現実に25万3,000人の人に魅力があって、5,000人の外国人が来るようになったと、そうした魅力があるというふうに、それも町民のお金はほとんど使わないでやっている。そこをその町民の方に伝えてもらいたいと、それも私は議員の仕事ではないかなというふうに思っております。そうした上で質問を受けるのであれば、あとは議論のやり方ではないかなというふうに思います。まず根拠を調べて質問してもらいたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問に合った答弁をよろしく願いいたします。反問しないと言っても中身は反問しているようにも聞こえました。よろしく願いいたします。

再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 私は町がこの総合計画を立てるために実施した町民アンケートにこうい

う町民からの意見がありますという、まずお伝えしますよと、計画を策定する担当課、まちづくり政策課でもそういった意見があるということを確認した上で、できれば反映してほしいという言い方ですから、町長の言い方は何か間違った情報を私が町民に発信しているみたいな言い方ですけども、私は町が実施したアンケートの結果としてこうだねと言っているんですから、今の町長の言い方はこれからは町が実施したいろんな町民アンケートについても議員は質問してだめ、質問するならば町民にいろいろ聞いたり、納得させてきてからでないと質問できないというような言い方になるんじゃないですか。それだけ言っておきます。

最後にちょっとお聞きしますけれども、人口減が税収減につながらないと言いますが、ただ私の身近な例でも、ひとり暮らしとかで元気だったおじいちゃんおばあちゃんが亡くなるとか、夫婦で住んでいたのがおばあちゃんが亡くなるとか。特におばあちゃんが亡くなると、もうおじいちゃんだけでは大変だというんで、都会にいる子どもさんのところに移るといようなことで、このごろそういうことで人口が減っていくというケースが多いような気がするんですよ。少子高齢化だから、高齢者がふえて高齢化は進むけれども、町の全体の人口は減らないだろうと思っていたのが、今そういうことで、私の家の周辺なんかは空き地がふえています。

あと、最近地元の話で聞いたのは、その空き地になったところにごみの集積所があったらしいんですね。手前にですか。それが、空き地になって不動産屋さんが入って売買されたらしくて、新しい地主さんからここにもう集積所を置かないでくれと言われて、地元の区長さんが苦労しているという話を聞いたことがあるんですけども、そういった人口減少の影響というのが出てくると思うんですよ。ですが、人口減少に対して町長と私で認識が違う、私が心配症なだけだろうと、町長は執行部の責任者として頑張っているということで、見解の相違ということで、質問を終わりにします。

○議長（高橋たい子君） これにて15番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時30分再開といたします。

午後2時17分 休 憩

午後2時30分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔6番 吉田和夫君 登壇〕

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫でございます。大綱4問、質問いたします。

1問目、**AEDの有効活用と心肺蘇生教育の普及を。**

昨年の6月会議で、AEDの有効活用について一般質問しました。突然の心停止から救える命を救うためには、心肺蘇生・AEDの知識と技能を普及する必要があります。全国で毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっています。学校でも、毎年100人近くの児童生徒の心停止が発生している現状です。

本町においても突然死の未然防止のため、各小中学校には2台のAEDが既に配置されています。しかしながら、土日や祭日に学校の校庭などを利用しているクラブ活動などでは、万が一事故になった場合は利用できません。安心して学校施設を利用できるよう、せめて1台は外に設置するよう提案します。

また、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと」と表記されています。同解説では、「胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする」と明記されています。

しかし、全国における教育現場での現状を見ると、AEDの使用を含む救急救命に関する講習会を行っている学校は、平成27年度学校健康教育実践状況調査結果によれば、小学校で15.3%、中学校で54.2%と低い状況にあります。児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するため、小中学校における児童生徒と教職員へのAED講習を実施するよう提案いたします。

- 1) 各学校にあるAED1台を外に設置できませんか。
- 2) 小中学校での、AEDの使用を含む心肺蘇生教育の実施状況は。
- 3) 教職員のAED講習の実施状況は。
- 4) 体育協会や町主催でAED講習会を企画し、広く受講生をふやせませんか。
- 5) 受講者に必要に応じてAEDの貸し出しをできませんか。

大綱2問目です。**学校での熱中症対策は万全か。**

本町の各小中学校においては、いまだ教室にエアコンは設置されておりません。扇風機や窓あけ、持参した水筒で小まめに水分補給をしている状況です。特に窓を閉め切ることが多い音楽室などに、エアコンの設置を検討すべき時期と考えます。また、校舎の構造上、階を上がる

たびに熱がこもり、2階や3階の教室は非常に暑く、扇風機を回しても熱風を循環させるしかないなど、これから本格化する熱中症対策に万全を期していただきたいと思います。

さらに、午後の体育の時間、昼休みなど、子どもたちが元気に運動した後の教室はさらに熱がこもっていると聞きました。このことを踏まえ、子どもたちの熱中症対策について質問します。

- 1) 各教室へのエアコンの導入は。
- 2) 子どもたちに人気のあるミストシャワーの導入は。
- 3) 仙南地域の小中学校でも冷水器の導入がふえています、本町には導入できませんか。

大綱3問目です。防災公園の機能は。

柴田町防災拠点・総合体育館基本設計委託料が今年度予算に計上されましたが、防災公園としての機能や規模について、議員間での議論はしていません。防災拠点として、災害時には避難場所となる防災公園の整備も、総合体育館建設同様に進めていかなければなりません。各学校や生涯学習センターを中心に避難場所が指定されていますが、現在公園は数カ所しか含まれておりません。しかし、これから建設される総合体育館敷地は、防災公園があり、指定避難場所となる可能性があります。

先日、石巻市内にある公園を見て回りました。広い公園の隅々に、いざというときに活用できるベンチが設置されており、災害時には炊き出し用のかまどになっていたり、テント収容のベンチなど、工夫が凝らされていました。利用目的などが表示された案内板も設置されており、防災を意識しての公園でした。

そこで、総合体育館と並行し計画されている、防災拠点としての公園整備について伺います。

- 1) どんな防災公園ですか。
- 2) 避難場所としての収容規模は。
- 3) 災害時のトイレはどのように考えていますか。
- 4) 防災公園の整備に関しての、地域防災マネージャーとのかかわりは。

最後、大綱4問目、滝口町長の身の振り方は。

音なしの構えで思索を練っているのか、はたまた後継者に道を譲ろうとしているのかわかりませんが、確実にまもなく任期を満了し、7月には町長選挙が予定されています。

長期政権を批判し、財政再建を訴え、すい星のごとく登場し、そして当選した滝口町長も、4期16年を終えようとしています。町民に対し、16年の成果はどうだったのか、また今後の柴田町の方向性を示して退任するのか、継続するのか、意志を表示するにはタイムリミットかと

考えます。

そこで伺います。

1) 任期中、つらかったこと、うれしかったことは。

2) 今後はどうしますか。

3) 選挙になった場合の争点は。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目と2問目、教育長、3問目と4問目、町長。
最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 吉田和夫議員の大綱2問についてお答えします。

初めに、大綱1問目、AEDの有効活用と心肺蘇生教育の普及についてです。5点ございました。

1点目、AEDの屋外への設置についてです。

町内各小中学校のAEDの設置状況は、校舎内には平成20年8月に保健室や職員室前廊下など、教職員などが速やかに利用できる箇所に設置しております。体育館内には、平成28年8月に玄関や入り口ホールなど、土曜日や日曜日などの学校体育施設開放事業の体育館利用者などが緊急時に利用できる箇所に設置しております。

町内の体育施設につきましては、柴田町総合運動場、船岡体育館及び槻木体育館にそれぞれ1台を、シルバー人材センターの施設代行員が常駐している事務室に設置しております。また、学校体育施設開放事業のスポーツ少年団などの体育館と校庭の利用状況を確認してみましたが、多くの場合、体育館と校庭を同じ時間帯で利用しており、現状では校庭を利用する団体が体育館内のAEDを利用することができる状況となっておりますが、今後も学校開放事業の休日などの体育館と校庭の利用状況を勘案し、AEDの設置方法や適切な設置場所などについて調査を行い、平成33年度のAEDのリース契約更新の折に屋外への設置についても検討してまいります。

2点目、小中学校におけるAEDの使用を含む心肺蘇生教育の実施についてです。

小学校では、平成27年度から取り組んだ防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の一環としまして、平成28年度には東船岡小学校6年生、平成29年度には船迫小学校6年生が柴田消防署の指導を受け、AEDの使用方法を含む応急手当の訓練を行っております。中学校では、2年生の保健体育の授業で柴田消防署の協力を得て、心肺蘇生法などの実習を行ってお

ります。

3点目、教職員のAED講習会の実施状況についてです。

教職員のAED講習会の実施状況は、各小中学校において、柴田消防署の協力を得て心肺蘇生法やAED使用法などの講習を、プール指導が始まる前など定期的を実施しております。また、今年度は校舎に設置しているAEDリースの更新年度となります。

中学校では、平成32年度から新学習指導要領で心肺蘇生法などの実習が実施されますので、前倒しで活用できるよう、心肺蘇生法訓練用セットの導入も含めて、AEDリース契約の更新を検討してまいります。

4点目、体育協会や町主催のAED講習会についてです。

柴田町体育協会では、平成25年9月1日に丸森町で開催された宮城ヘルシー管内大会で発生した柴田町代表チームの事故を教訓に、平成26年から柴田消防署に依頼して体育協会の主催事業として普通救命講習会を実施しております。今年度も5月12日に実施しました。

5点目、AEDの貸し出しについてです。

丸森町での事故を受けて、船岡体育館、槻木体育館には平成27年度に設置しました。また、柴田町総合運動場については平成20年2月に柴田ライオンズクラブからの寄贈により設置しております。各施設は利用団体が多いことから、事故に備え、常時設置しておかなければならないため、貸し出しは行っておりませんが、今年度の柴田町体育協会の総会において、体育協会加盟の屋外競技団体から貸し出し用AEDの購入について提案があり、提案が承認され、体育協会が貸し出し用AEDを1台購入する旨、伺っております。

次に、大綱2問目、学校での熱中症対策についてです。3点ございました。

1点目、各教室へのエアコン導入についてです。

町内の小中学校のエアコンの設置状況は、保健室と図書室には全ての学校で設置しております。また、学校によってはパソコン室や音楽室、相談室に設置しておりますが、現在のところは普通教室への設置はできておりません。

2点目のミストシャワーの導入と3点目の冷水器の導入については、一括してお答えします。

熱中症の予防対策としましては、町内の小中学校では小まめな水分補給のため水筒を持参することや、気温の状況に応じて休憩を積極的にとることなど、ソフト面での予防策を継続的に行ってきております。また、体調不良を訴える子どもたちには、エアコンを設置した保健室で休憩させるなどの対応も行ってまいります。

ご提案のミストシャワーや冷水器の導入につきましては、現在、町内の小中学校での導入実

績はございません。設置方法や安全性、衛生面など幾つかの課題も考えられますので、今後、他の自治体の先進事例を参考としながら、調査検討してまいりたいと考えております。現時点におきましては、小中学校からの要望が多いトイレの洋式化やFF暖房機の設置、また大規模改造事業による教育施設の整備を優先して、財政状況を考慮した上で、教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 3問目と4問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田和夫議員、大綱3問目、防災公園の機能で4点ほどございました。

4点の質問は関連がありますので、一括してお答えをいたしたいというふうに思います。

平成29年度に策定した（仮称）柴田町総合体育館基本計画では、総合体育館ゾーン、文化・緑地広場ゾーン（防災広場）、駐車場ゾーンのおおむね3つのゾーンに区別しています。その一つ、文化・緑地広場ゾーン（防災広場）には避難誘導表示プレート、災害情報掲示板、防災対応のあずまや、かまどベンチ、ソーラー充電機能を持った外灯やマンホールトイレなどが考えられておりますが、今後発注予定の柴田町防災拠点・総合体育館基本設計の中で、防災公園の機能や施設の配置、総合体育館の防災機能などについても議論を深めてまいりたいと考えております。その際には、平成30年4月1日付で本町で初めて現職自衛官から町職員として採用させていただきました専門的知見を有する防災のプロとして内閣府が認定した地域防災マネージャーをしっかりと活用してまいりたいと思っております。

大綱4点目、私ごとへの質問でございます。3点ほどございました。お答えをさせていただきますと思います。

任期中、16年間のことだと思うんですが、つらかったこと、うれしかったことでございます。

任期中にうれしかったこと、つらかったことは、大小さまざまございますが、その中で大きな心労があったというふうに思っているのは3つでございます。1つ目は、平成18年度に陥った財政危機への対応でございます。職員の給料カットや住民サービスの低下を余儀なくされ、多くの方にご迷惑をおかけしたことでございます。2つ目は、二度の3町合併の破綻でございます。3つ目は、誤った情報が流された中でさくら連絡橋の是非に関する論争でございます。しかし、こうしたつらかったことも、その後の町民の理解も進み、着実に逆境を乗り越えたことで、今ではうれしい思い出に変わりつつございます。

その理由は、1つに財政危機をどうにか乗り越え、今では学校整備、住宅、生活環境の整備

など数多くの公共事業を2市7町でも多く積極的に行ったとしても、普通預金が16億8,600万円と過去最高となりました。また、総合体育館、図書館、学校給食センターの建設資金となる定期預金も別に7億8,000万円となるなど、財政は好転し、財政危機当時とは隔世の感があることでございます。

2つに、3町合併は二度破綻しましたが、今では柴田町の自立戦略が功を奏し、地方創生戦略、インバウンド政策等においては、仙南の自治体の中でも先頭を走ることができるようになったというふうに思っております。

3つには、しばた千桜橋につきましては、国内外に花見の名所としての知名度が高まり、平成30年の桜まつりには観光客の数が25万3,000人となり、そのうち外国人観光客が5,000人を突破したことでございます。デジタルカメラマガジン4月号において、人気写真家50人による「桜総選挙カウントダウン100」の中で、しばた千桜橋から眺める白石川一目千本桜の景観が全国ベスト5位にランクされました。

また、今回平成30年度第13回まち交大賞において、地域の創意工夫を生かしたまちづくりの取り組みが第三者により客観的に評価され、今回まちづくり効果賞を受賞することができたことでございます。

さらに、何といたっても一番うれしかったことは、小中学校においてトイレの洋式化やFF式暖房機の更新、イノシシの防護柵の設置を行った際、子どもたちが直接町長室に来ていただいて、感謝の手紙を届けていただいたり、直接学校で御礼の会を開いてもらったことです。当たり前でございますが、まさにこれは子どもたちからの贈り物、政治家冥利に尽きるところでございます。

2点目、今後はどうしますかについてでございます。

柴田町の持続的発展の礎となる1つに、「花のまち柴田」のブランド化やインバウンド政策、フットパス構想など、柴田町の独自の地方創生戦略を立派な柱に育てること、2つに総合体育館、図書館、学校給食センターの建設といった大型プロジェクト実現に向けた確かな道筋をつけること、3つにその戦略を裏づけるしっかりとした財政基盤を盤石なものにし、次の人にバトンを引き渡せるように全力を挙げることが今後の私の使命ではないかと今思っているところでございます。

さらに、現在、仙南地域広域行政事務組合の理事長としての職務を担わせていただいております、仙南地域広域行政事務組合が抱える重要な課題を前に、引き続きその職責を果たさなければならぬとも考えているところでございます。

私が長年積み重ねてきた政治経験、行政経験、さらには県庁職員とのネットワーク等が、今後も町民の皆様のお役に立てるのかどうか、今回改めて確認させていただければというふうに思っております。

3点目、選挙になった場合の争点についてですが、私は今の政策状況からすると、柴田町を二分するような政策面での論争はないというふうに思っております。もし強いて挙げろということであれば、今後総合体育館、図書館、学校給食センターは新築するとしておりますので、こうした大型プロジェクトを公共施設等総合管理計画との絡みでどうするのかといった点ぐらいではないかというふうに思っております。一方、政局という面からすれば、多選への弊害が論点として持ち出される可能性があるのではないかとともに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） まずAEDの件ですけれども、できるだけこれから検討していただいて外に設置するという事で、現在まではシルバー人材センターの方がいるので支障はないということでした。AEDの使用頻度の高いところというのは、一番はグラウンドで53%、2番目にプール、19%、3番目に体育館、13%、そして教室も13%、圧倒的にグラウンドが多いので、できるだけグラウンドに、今いろんな市町村なんかでも外に設置しているようですので、ぜひ検討していただきたい。先ほど検討するという事でした。

さくらマラソンがこの前行われましたけれども、何台AEDを設置したかご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 今回の第12回さくらマラソンですけれども、選手の安全面を考えまして、まず警察、それから柴田の陸協の面から交通の面の安全策、それからドクターランナーの意見としてAEDをもう少しふやしてほしいということがありまして、たしかAEDを操作する救急救命士を含めてセットとしてことしは7名にふやしたというお話は聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） やはり運動しているときに一番心肺停止が起こり得る。心臓を余計に動かすということですね。一番多いのが、サッカーで胸でボールを受けとめるというのがありますね、なかなか練習なんかでうまくいっていないと、その強い衝撃でもって不整脈が起きて、心室細動を起こして心停止が起こり得る、それが一番多いんだそうです。また、プールでも心臓に負担がかかるので、2台あるところは1台持って行ってプールに設置するというところも

あるようなんですね。だから、移動式が有効利用にはいいのかなという考えで、こういう質問をセットいたしました。

また、2つ目の学校については既に実施しているようですので、平成29年度は船迫小学校、これは何年生でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 平成29年度も28年度も小学校6年生を対象として教室を行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 私が調べたところでは、埼玉県の朝霞市では名前をつけて、ジュニア救命士というような養成講座を行っています。小学校6年生全員対象。普通90分とかやるんですけども、学校用に60分に吟味して、子どもたちにわかりやすいように、そして独自の、例えば柴田町の救急救命士、受講しましたよという、こういう裾野を広げているところがありました。柴田町でも実際にやっているの、引き続き小学校6年生全員やっていただきたいと思えますし、中学校も必須項目になってくるので、きちんと勉強していただければなど。

教職員のほうでも、3日間講習すると応急手当普及員という資格が取れるんですけども、柴田町で持っている方はおられますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今の資格とはまた違うんですが、以前、救急救命士の資格を持っている職員がいらしたときがあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） これは3日間かかるわけですけども、それを持っていると普通救命講習の指導ができる。学校にそういう先生がいれば、学校の行事に合わせていつでもできると、そういう資格があるということをお伝えだけしておきます。

また、5番目については受講者に必要に応じてAEDの貸し出しということで、先ほどいいお話を聞きました。今年度の体育協会での総会で、AED1台、フリーになるわけですね。私はソフトボールなんかも前やっていたんですけども、審判の資格というのは各チームで3人、4人と資格を取らせていました。これと同じように、資格を持った人がいればAEDの貸し出しはできますよというふうにしておけば、外での行事は大いに貸し出して、AEDを使う人が世の中にふえれば、それだけ救命率が上がるということをきょうはお互いに肝に銘じていきたいなと思います。

それから、学校での熱中症対策ですけれども、保健室、図書室はあって、これからだと思うんですけれども、小まめな水分補給しかないんですけれども、ミストシャワーというのはインターネットなんかでもたくさん出てきます。2,000円から3,000円、1万円するのもあるんですけれども、調べたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 仙南2市7町で設置している小中学校はございませんでした。ただ、議員さんおっしゃるとおり、熱中症対策ということで首都圏とか関東のほうで学校に設置しているという事例は確認をさせていただきました。それから、ミストシャワーそのもの自体が今もDIYセンター等で家庭でもつけられるような形で販売をされているということで、金額的なものも確認をさせていただきました。

○議長（高橋たい子君） 吉田和夫議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） これも必ず導入しなさいとかというんじゃなくて、いろいろ熱中症対策にこのような方法もあると。子どもたちが校庭で遊んでいて、例えば昇降口に5メートルぐらいのミストシャワーをセットする、そこに子どもたちが集まってわいわいがやがや言いながら、5度から6度ぐらいは下がるようです。そして、子どもたちが喜んでいるので、それが熱中症対策になっているという報告事例もありました。私も見たら、10メートルで2,700円、ホースでつなぐだけというようなものもありましたし、本格的に鉄パイプをきちんと据えつけて、昼休みだけかけるとかというようなものもありましたので、検討の一因にもなるのかなと。安い金額で、1万円だったらいいやつが買えると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと冷水器、これは仙南でもあるんですけれども、調べましたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 冷水器ということで、仙南2市7町を確認させていただきました。丸森町の中学校と、それからお隣の亘理町の学校にも1台設置しているということでは確認させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 岩沼中学校、荒浜中学校、白石市立南中学校体育館、岩沼市図書館で冷水器が導入されております。

私が冷水器を取り扱っている事業所に電話したら、すぐ飛んできました。このようなものもありますよということで、いろいろあったんですけれども、インターネットも調べたら、宮崎市での教育長のお話だったんですけれども、例えば水道の水を飲んでいきますね、水道水の水温

というのは8月は28.4度ぐらいあるんだそうです。2月が12.9度なんですけれども、冷たい水という5度から10度の冷水で、22度を超えると飲みにくさと水分の吸収率が低下すると。5度から10度の冷たい水だと、脱水の症状が軽くなり、体温上昇の汗や量が抑えられる、熱中症予防に非常に有効であるという研究結果も出ておりました。簡単な冷水器もありますし、今は水筒を忘れてきた人なんかでもそのまま給水器にぽっと入れると冷たい水が持てるという、そういうすぐれものまであります。役場では、利府町役場で導入されておりますし、ウエルパークかくだには1階から2階、あそこは3階まであるのかな、いろいろたくさんありましたし、県南の学校でも多く導入されておりますので、先ほど調べたところは効果を聞いたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教育委員会を通して確認をさせていただきましたので、教育委員会で担当のほうで把握をされていなかった事例が議員さんのお話からするとあるかと思えます。ただ、その効果に関しては教育委員会のほうでは確認はできていないということで話がありました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） これも何百万円もするような機械でもありませんので、昇降口なり、あるいはどこか1カ所でも、よかったら2カ所でもというふうにして、検討されてみてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 冷水器そのものについてちょっと調査をさせていただいたんですが、やはり設置場所ということで、水道管のほうに直接つなぎ、それから排水のほうも必要になると。それから冷やすということで、一定規模になりますと定期的な点検もまた必要になってくるということで、設置方法、そういうものも検討していかなければならないということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） もう既に熱中症対策は始まっていると思いますので、小まめな水分補給しか方法がなかったら、そういうミスであるとか冷水器を導入とか、そういうのもぜひとも検討していただきたいと思います。

質問の3問目の防災公園ですが、これは議員としてもまだ全然議論もしておりません。私は石巻市に行ったときに、周りが復興住宅、そして大きく広場があって、そこには防災公園としての機能がたくさんありました。先ほどの町長答弁のように、防災広場ゾーン、私がなぜ收容

規模を聞いたか、収容規模の人数は先ほど言わなかったと思うんですが、収容規模はどれくらい考えているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 先ほどの答弁で、今回の敷地を3つのゾーンに区分したということで、文化・緑地広場のゾーン、これは図面上で拾ったものなんですけれども、おおよそ7,200平米ということで3つに分けてあるんですけれども、柴田町の災害初動マニュアルの中で避難場所としての算定基準があります。これに数式を合わせますと、およそ870人程度の一時避難になるということでは計算はできますけれども、これはあくまでも大まかに3つに分けたゾーンの面積で割り出した人数でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） これはまだ未知のもので、我々もまだよくわからないんですけれども、870人だとすれば、総務省の避難場所、避難公園としての機能からすれば、自然とトイレの数も出てくるんですね。大体25人に1基だとかというと、相当数のトイレが必要になってきます。50人に1基だとしても、男女別にすればやっぱり25人に1基ぐらいになると思いますから、マンホールトイレが20個も30個もという形にはなると思うので、そういう設計施工なんかも視野に入れながら、きちんとした防災拠点としての機能を持たせた公園にしてほしいなと思うんですね。本当に防災拠点としての機能を持たせるのであれば、今からかなと。我々議員も、各体育館に視察に行きました。その視察に行ったときに、私いつも質問しているのが、防災拠点ともなっているようでしたので、毛布2,000枚とかと書いてあるんですが、毛布2,000枚どこにしまっていますかと言うと、まだ準備されていないとか、どこかに置いてあるとか。防災機能がついているというようなものだけ、住民意識であったほうが良いというようなもので体育館が設置されたらこれは困るので、きちんと防災拠点まで含めた形で吟味してほしいなということで、今回この防災公園の機能なりをお聞きいたしました。

最後の滝口町長の身の振り方、先ほど聞きました。何かよく私はわからなかったんですけれども、3月にも出るんだか出ないんだか全然わからなかったんですけれども、5月23日に我が家に滝口茂町政だよりが届きました。これは私は初めて見たわけなんですけれども、それを見たら、出るんだと思いましたけれども、町長どうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この議会でもいつも議論になるんですが、町民に正しい情報が伝わっていないという可能性がありましたので、まずは正しい情報を伝えることから始めなければなら

ないというふうに思ったところでございます。それで町政だよりを出させていただきました。その先には、先ほど申しましたようにこれまでの政策を育てなければならぬし、それから総合体育館、給食センター、図書館、この道筋もつけなければいけないし、一番は財源ですね、財源をどう確保するかということと、次の人に私が味わった、財源の苦しさで何もできない町長と6年間言われ続けた時期がございました、それをさせてはならないということなので、今のうちきちんとそれを盤石なものにして、次の人に引き継いでいくということを今回確認したいということで、ご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 任期中つらかったこと、うれしかったことを聞きました。財政も16億円の貯金プラス7億円、そこまで財政は心配ないようになりました。この状況を踏まえて、いわゆる次の町政に再度立候補するというお考えなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 確かに総合体育館と給食センターと図書館を一気につくれば、財政破綻は目に見えてきます。総合体育館は34億円規模の基本設計がありますけれども、それは多分財政状況で超えられるというふうに思います。その前段階として、実は11月ころに財政課長、今会計管理者になっていますが、14億円の財源不足と、正直申し上げますと言われたときに、今まで私が総合体育館をつくり、図書館、給食センターをつくりと言ったことを、ここで投げ出したら、何もしない町長と一番最初に批判を受けた、それを繰り返してしまうということになりますので、やっぱりきちんとした、私の持っている行政力、それから県庁のネットワークをつくって、しっかりとした筋道を立てていかなければならないというふうに思いました。そして3月になって、当初予算を審議するときに、私はついているんでしょね、特別地方交付税で9,000万円上積みになったし、ふるさと納税で5,000万円余計に来ました。これで次の任期をさせていただいても、財政破綻にならないというふうに思いました。ただし、総合体育館をつくってしまうとまた4年間は起債が2億円ふえますので、ここをやっぱり責任として筋道を立ててあげないと、投げっ放し、放りっ放しはできないというふうに思ったものですから、改めて私の政治力、行政経験、それから県庁とのネットワーク、パイプですね、これを今後も使っていただけるのかどうかということで、今その時点にあるということでございます。総合体育館が終わった後には、今回図書館の道筋として土地の選定につきまして提案をさせる道筋ができましたし、学校給食センターについては今3候補を庁内で詰めております。まだ一般質問があるので、これ以上言いませんが、その用地選定についても可能性のところを3カ所

挙げて、検討をしておりますので、こうした道筋をしっかりとしたものとして次の方にバトンタッチをしていきたいという思いでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） やっぱりわからないですよ。大きなプロジェクトがあるので、きちんと道筋をつけたら後の人に託すということは、例えば給食センターの場所を選定したら、誰か後輩に道筋を譲るのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 場所が設定されれば、当然今度は財源の問題になってきます。一番は財源なんです。これについては、将来を見通すことはできないと舟山議員にもお答えしましたけれども、ある程度やっぱりパイプを使って、正式のルートでお金を確保できなければ私の持っている別な行政手腕、自分で言うに変なんですけど、今までの行政経験で別な資金を確保して、なるべく盤石なものにするという仕事は、すぐに新しい人には難しいのではないかなというふうに思っております。これが将来も、今後の4年間で借金が減っていくんだたらもう安心なんですけど、借金の返済がまたふえてまいりますので、ですからある程度の正式ルート以外の行政経験も必要ではないかなというふうに思っておりますので、そういった面で今後町民の方に私のこの考え方を問う機会が間もなくやってきますので、こういった面を掲げて、この4年間使っていただけるのかどうか、それを問いたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 今ので何となく思うんですけども、やはり住民の方もネットで見て、聞いていると思うんですね。先ほど私言ったとおり、タイムリミットと考えているんですね。6月です。私が今聞いても、やるの半分やらないの半分、どうするのかなというのがあるので、「やります」とか「立候補します」とかというきちんとした意思表示をしたほうが住民には手っ取り早いと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 吉田議員は本質は理解していただいているというふうに思いますので、もしはっきりしたいということであれば、吉田議員の質問に答える形で、今後4年間、次の方にバトンタッチができるような財政をきちんとするという意気込みで、柴田町長選に立候補させていただきたいと吉田君に答えたと伝えていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 初めからそう言えばすぐ終わったんだと思うんですけども、大きなプ

プロジェクトがあるので、これをきちんと道筋をつけて、後継の人に託すというようなことだと思うんですね。大きなプロジェクトが3つあると言いました。防災拠点、体育館、子どもたちに安心・安全な給食センター、また図書館、私は争点の中にこれが入ってくるんじゃないかなと。例えば3つなら3つなんですけれども、体育館の後に給食センター、財政を考慮しながら図書館、こういう順序ではどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これにつきましては、議会とも詰めなければならないというふうに思っており、今のところ議会に道筋を示しているのは総合体育館の建設、基本設計までお認めをいただいている。図書館については、今回の議会で土地の選定について提案をさせていただいている。給食センターについては、今用地選定をして、すぐに建てられるという人は誰もいないと思います。これを公約にもし掲げられるとすれば、それはうそだというふうに思います。なぜかといいますと、下水道が入っていて住宅地以外のところというとなかなか場所選定が難しいんですね。ですから、やっぱり当面は町民の方に、今調理している機械は2億円かけて新しくした最先端の調理器具ですよということをご理解いただいていない方がいっぱいいるのではないかなというふうに思っております。調理器具まで古いわけではないんです。この4年で2億円かけて、リースですけれども最先端の調理器でつくっていると。最先端の調理器を入れたために、器のほうが若干それに対応できていないので、今回2,100万円で夏休みに改修することになります。今回提案しているのは、その改修、本当は1年かけてすぐにできるんだったら一気に1億円の財源を使っているんですが、業者のほうからは安全性を確保するために夏休み期間中だけの工事にしてもらいたいということなので、夏休み期間中にやるとしたときに何年かかるかですね。2年かかるのか3年かかるのか。平成30年度は予算化していますので、31年度、32年度で新しい最先端の調理器具に合った最低限の建物の大規模修繕をやらざるを得ないというふうに思っております。ですから、3年で新しくしますという公約の争点はあり得ないと思います。誰がなったとしても、3年後では無理ですね。17億円もかかるんですからね。今1億円しかありませんので。それは争点にはならないというふうに申し上げたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） やはりその道筋、プロセスが大事だと思うんですけれども、町長はこれから立候補して、いろいろ町民の方に訴える、私もいろいろお話ししていて、お聞きするのは、やはり子どもたちに安心・安全な給食センター、これが争点になるのではないかなというような

人たちが結構多いんですね。ただ、今町長が言うとおりに、来年建てるとか再来年建てるとかというんじゃなくて、来年は何とか土地を確保する、再来年は設計を出す、その次までというところ、ある程度3年とか4年とかとやれば、住民の方もきちんと納得すると思うんですね。だから、きちんとそういうのを争点として住民の方に訴えて、大丈夫、子どもたちに安心だよということをぜひとも訴えていただきたいと思いますし、総括質疑でもほかの議員もたくさん皆さん言っていたのは、やっぱり心配していたのは財政でした。3つ同時並行というのはあり得ないと思うんですけども、やったとしたら危機的な状況になるよということを我々議員も把握していますので、これからの4年間、最終判断は7月8日、聡明な町民が下します。それまできちんと住民の方に訴えていただいて、子どもたちの安心・安全、体育館ももちろんそうですけれども、安心なまちづくりのために我々も一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて6番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時23分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月4日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 15番 舟 山 彰

署名議員 16番 白 内 恵美子

